

# エイチ・エス損保 2022

ディスクロージャー誌

▲● エイチ・エス損害保険株式会社

# 目次

はじめに	3
エイチ・エス損保の目指す姿	4
トピックス	5
CSR（企業の社会的責任）	7
<b>I 当社の概況および組織</b>	
1 代表的な経営指標	8
2 当社の沿革	8
3 経営組織	9
4 株主・株式の状況	10
5 役員の状況	10
6 会計監査人の状況	12
7 従業員の状況	12
<b>II 保険会社の主要な業務の内容</b>	
1 取扱商品	14
2 各種サービス	15
3 保険の仕組み一般	17
4 保険約款	17
5 保険料	18
6 保険金のお支払	18
7 保険募集	20
<b>III 保険会社の主要な業務に関する事項</b>	
1 2021年度における事業の概況	22
2 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	24
3 業務の状況を示す指標	24
4 責任準備金の残高の内訳	38
5 期首時点支払備金（見積額）の当期末の状況（ラン・オフ・リザルト）	38
6 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積額の推移表	39
<b>IV 保険会社の運営</b>	
1 お客さま本位の業務運営に関する方針	40
2 リスク管理体制	42
3 法令等遵守の体制	44
4 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性	45
5 社外・社内の監査・検査体制	45
6 コーポレートガバナンスの体制	46
7 内部統制システムの構築に関する基本方針	47
8 プライバシーポリシー（個人情報保護宣言）	49
9 反社会的勢力の排除のための基本方針	55
10 利益相反管理の基本方針	55
<b>V 財産の状況</b>	
1 計算書類	57
2 保険業法に基づく債権	64
3 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況	65
4 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率）	65
5 時価情報	66
6 その他	67

※本誌は、保険業法第111条および同施行規則第59条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。  
記載された情報は、別途記載がある場合を除き2022年3月31日現在のものです。

# はじめに

皆さまにおかれましては日頃より当社をご愛顧下さり、誠にありがとうございます。

当社は、消費者やお客さま、代理店、従業員などを含むあらゆるステークホルダーの皆さまに対して、「人々をリスクから解放して幸せにする」という企業理念（使命、存在意義（パーパス）のもと、「ダイバーシティ推進に関する方針」や「お客さま本位の業務運営に関する方針」などの各種方針を定めて、日々事業活動を行っております。

新型コロナウイルス感染症は、世界中で今なお蔓延状態にあるものの、その一方で経済活動は回復を見せてきており、国際間の人的往来も徐々に始まりつつあります。

海外旅行保険事業を主力とする当社は、消費者やお客さまに安全・安心をお届けしようと、日々変化する各国の入出国・行動制限や感染状況に関する情報発信を行い、当社のお客さまの便宜を考えて、海外渡航時に必要な海外旅行保険の加入証明書を、オンラインで即時発行できるようにいたしました。

わたくしたちは、当社企業理念「人々をリスクから解放して幸せにする」の実現が、当社役職員の個性の尊重から始まると考えており、多様な価値観を認めて、健康・安全に配慮した明るく働きがいのある職場環境を確保できるよう、短時間正社員制度（育児や介護と仕事の両立を支援し、時間や曜日を組み合わせ、就業が可能な制度）や、新たな人事・評価制度（企業理念に基づく行動等の動機付けに役立つような枠組で構成）を導入しております。

DX プロジェクトを引き続き推進するとともに、当社のブランドコンセプト「わかりやすい、つながりやすい」に沿って、当社行動指針「殻を破れ、枠を超えろ」に従い、テクノロジーやデータを徹底的に活用して、皆さまを取り巻く環境やリスクの変化に即応する有用な商品・サービスの提供に取り組んでまいります。

今後とも、皆さまのご支援、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

2022年7月

**■● エイチ・エス損害保険株式会社**  
代表取締役社長

**楠原成基**

# エイチ・エス損保の目指す姿

私たちは、持続的な成長と企業価値の向上を目的として、ミッション、ビジョン、バリューで構成する企業理念を定めています。

リスクの補償といった従来の保険の枠を超えて、「人々をリスクから解放して幸せにする」という使命を掲げ、この理念に基づいた行動を通じて、安心して豊かな社会の発展に貢献し続け、世界の人から選ばれる会社を目指しています。



# トピックス

2021年度の主なトピックスは、次のとおりです。

## ● 新たな保険料のお支払手段の導入 (PayPay)

「ネット海外旅行保険たびとも」、「国内旅行総合保険」について、新たに PayPay による保険料のお支払手段を導入しました。お客さまのお手持ちのスマートフォンやタブレット端末でインストールされる PayPay により簡単な操作で保険料をお支払いいただけます。また、HIS オンライン予約サイトにてご旅行等をお申込みいただく際に、一緒にご契約いただける HIS Web セット保険 (※) では PayPay および PayPal がご利用いただけます。※一部商品では HIS Web セット保険は対象外となります。

※国内 Web セット保険の決済から対応を開始し、今後、海外 Web セット保険での決済にも展開予定です。

## ● リピーター割引の適用条件の拡大

「ネット海外旅行保険たびとも」について、リピーター割引の適用条件を過去2年から3年に拡大しました。お申込日時点において過去3年以内に保険期間が終了したたびとものご契約がある場合、3%の保険料割引が適用されます。

## ● 英文付保証明書の表示通貨の拡充

英文付保証明書 (海外旅行保険のご契約内容を記載した書類) の保険金額の表示通貨について、日本円 (JPN) に加えて、新たに米ドル (USD)、ユーロ (EUR)、元 (CNY) から選択できるようになりました。入国時に保険契約の加入証明書類の提示が必要な場合、オンラインでご契約いただいたお客さまはマイページからご希望の表示通貨を選択し即時発行いただけます。また、代理店で海外旅行保険をご契約いただいたお客さまも、代理店にご依頼いただくことで発行いただけます。

Coverage	Amount
Medical Expenses ※1	JPY 10,000,000 USD 78,431.37 ※2
Accident Death	JPY 10,000,000 USD 78,431.37 ※2
Accident Disability	JPY 10,000,000 USD 78,431.37 ※2
Sickness Death ※1	JPY 10,000,000 USD 78,431.37 ※2
Person's Expenses	JPY 10,000,000 USD 78,431.37 ※2
Personal Liability (no deductible)	JPY 100,000,000 USD 784,313.73 ※2
Baggage (no deductible)	JPY 300,000 USD 2,352.94 ※2
Baggage Delay	JPY 10,000 USD 78.43 ※2
Flight Delay	****

※1 This insurance is applicable in case of Covid-19 illness.  
※2 This insurance is made in Japan and the amount is denominated in Japanese Yen (JPY).  
The amount in currencies other than Japanese Yen (JPY) is shown for reference only.

## ● 公式サイト of 全面リニューアルの実施

DX (デジタルトランスフォーメーション) プロジェクトの一環として、わかりやすい、つながりやすいのブランドコンセプトに基づき公式サイトを全面リニューアルしました。特に、スマートフォンをご利用のお客さまをはじめ操作性を高めた画面レイアウト・デザインを採用するとともに、商品・企業・採用情報各サイトのコンテンツの充実化を図りました。



- 各種情報発信の実施

各国における情勢の変化に伴い、各国の入国・行動規制や帰国時の必要手続きなどのほか、海外旅行保険における新型コロナウイルス感染症に関する補償内容など、各種情報を発信しました。

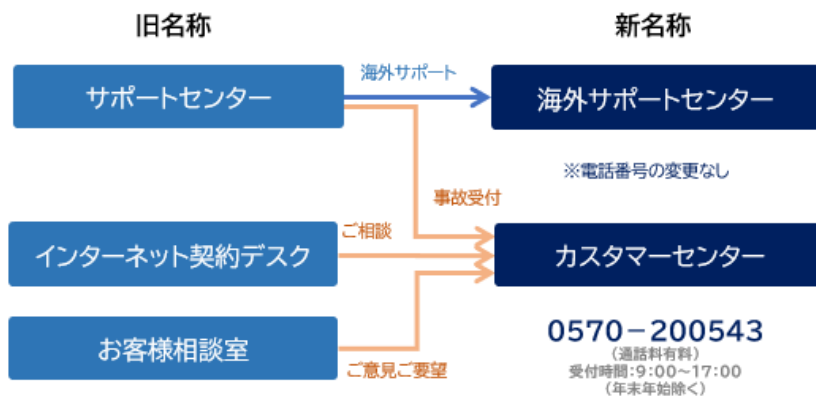
- LINE 公式アカウントサービスの拡充

LINE 公式アカウントサービスを拡充し、LINE による海外からのご連絡サービスに加えて、海外提携病院の検索や LINE チャットによるサポート内容の照会 (AI チャット) サービスを追加しました。



- 各種お問い合わせ先の明確化

お客さまへのわかりやすさ、利便性向上に向けて、日本国内の各種お問い合わせ先について一本化しました。それに伴い、海外・国内コールセンターの名称を変更しました。



- データサイエンス学部との連携 (インターンシップの受入れ・学生向けセミナーでの講演)

データサイエンス学部を設置した複数の大学と連携し、インターンシップの受入れを行いました。実際の執務エリアで机を並べ、2週間に渡り、リピーターの分析やテキストマイニング等、実践的なプログラムを実施しました。また、データサイエンス学部の1年生に向けた、実社会での様々なデータ分析の活用事例や今後期待されるデータ分析技術の応用分野などの事例を紹介するセミナーで、講演する企業の1つとして、当社のデータサイエンスの取り組み等を発表しました。

今後も、データ分析および利活用を通じた、社会に求められる商品・サービスの開発に向け、産学連携および人材育成の貢献に努めてまいります。

# CSR（企業の社会的責任）

当社は、「お客さま」「社員」「社会」に対する責任を果たしていくことを企業活動のベースとして、CSR（企業の社会的責任）の推進に取り組んでいます。

## お客さま満足の追求

### ● お客さまの声の取り組み

当社は、「わかりやすい、つかながりやすい」をブランドコンセプトに掲げ、CX推進チームを立ち上げお客さまの声を業務に活かす体制を構築しています。また、お客さまから寄せられた声は、全社員と共有し、商品・サービス等の改善に活かすとともに、公式サイトで透明性をもって原文のまま公表しています。

## お客さまの声ページ

### 具体的なご意見

● すすめたい (10~9点) ● ふつう (8~7点) ● すすめたくない (6~0点)

すすめたい 2022年3月28日  
手続きが簡便 保障内容がシンプル十分 金額が安価



手続きをご評価いただけるのたいへんうれしく思います。今後もお客さまの使い勝手を優先したサイト作りを目指します。

すすめたい 2022年3月21日

HISの旅行手配をした人が言わなかった日本に戻る時の必要事項もアナウンスがあり、非常に助かりました。現地の状況だけでなく、帰国時のケアもあり、有難いと思った。



お客さまのサポートをなるべくタイムリーにメールでさせていただきたいと考えています。今後もぜひご利用ください。

### ● お客さま本位の業務運営の取り組み

当社は、お客さま本位の業務運営を実現するための方針を策定し、毎年、公式サイトで取組状況を公表しています。また、お客さま本位の業務運営の基軸となる企業理念の浸透に向けて、クレジットカードの作成や研修その他実践促進を踏まえた評価体系など動機づけの枠組みを整備し取り組んでいます。

## エンゲージメント・D&Iの推進

### ● 人権尊重・働き方改革の取り組み

当社は、ダイバーシティ推進の行動方針を定め、事業活動に関わるすべての人々の基本的人権を尊重し、多様な価値観を認め、健康・安全に配慮し明るい職場環境の確保に努めることを明確化しています。また、社員一人ひとりがバランスを保ち、誇りとやりがいを感じ、力を合わせて事業を押し広げていくことが社会の発展への貢献の一助となるという考えのもと、多様な働き方の推進に取り組んでいます。

<主な制度> 在宅勤務制度/時差出勤制度/時間有休制度/短時間正社員制度/アニバーサリー休暇制度/ボランティア休暇制度/副業制度等

### ● 職場環境向上への取り組み

当社は、社員が安心して能力を発揮できる風通しの良い職場環境づくりを目指し、定期的に社長懇談会を実施し、社員と社長とが継続的に対話する機会を設けています。また、社外相談窓口「さわやかホットライン」を設置することで声を上げやすくするほか、社内に「ご意見 POST」を設置し、社員の声を起点とした職場環境向上に取り組んでいます。

## 地域・社会への貢献

### ● 社会貢献活動

当社は、社会貢献活動の一環として、子どもの教育支援・難民の就労支援を行う「ピープルポート社」へ廃棄PCの提供を行っています。当社が提供した廃棄PCは、難民を雇用する同社の工場でのリサイクル加工を経て、貧困、虐待等を理由に教育機会を失ったこどもの支援を行うNPO法人へ寄付されています。

また、2021年8月には防災備蓄の食料の一部をフードバンク「みなと子ども食堂」へ寄付したほか、2022年2月には空気洗浄機を「物品寄付ステーションきふらく」を通じて「認定NPO法人こどもの里」に寄付するなど取り組んでいます。



# I 当社の概況および組織

## 1. 代表的な経営指標

	2020 年度	2021 年度
正味収入保険料	26 百万円	183 百万円
正味損害率	2,111.5%	144.4%
正味事業費率	2,798.6%	335.9%
保険引受利益 (△は保険引受損失)	64 百万円	△720 百万円
経常利益 (△は経常損失)	173 百万円	△663 百万円
当期純利益 (△は当時純損失)	122 百万円	△1,015 百万円
単体ソルベンシー・マージン比率	2,557.8%	2,076.3%
総資産額	3,601 百万円	2,631 百万円
純資産額	2,543 百万円	1,528 百万円

(注) リスク管理債権はありません。

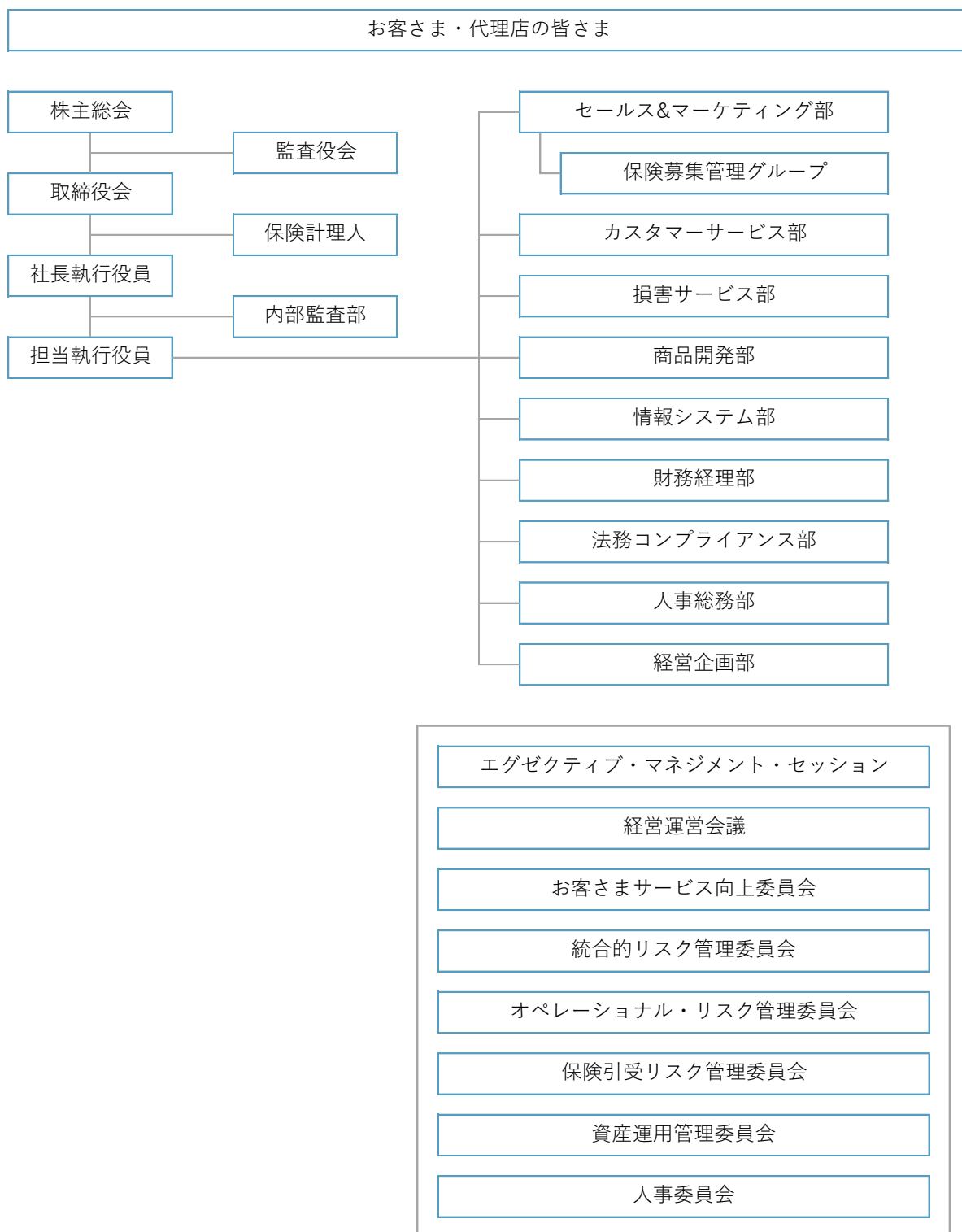
## 2. 当社の沿革

2005年5月	エイチ・エス損害保険プランニング株式会社（準備会社）を設立
2007年9月	「エイチ・エス損害保険株式会社」に商号を変更
2007年10月	損害保険業免許を取得
2007年11月	営業開始
2008年4月	海外旅行保険のインターネット販売を開始
2009年8月	東京都新宿区四谷三丁目12番に本社を移転
2010年4月	旅行特別補償保険を販売開始
2010年7月	国内旅行総合保険を販売開始
2011年3月	旅行事故対策費用保険を販売開始
2011年6月	ネット専用海外旅行保険「スマートネット」を販売開始
2012年10月	東京都新宿区市谷本村町3番29号に本社を移転
2014年2月	ネット専用海外旅行保険を改定し「スマートネットU」を販売開始
2016年12月	業界初の海外旅行保険「通貨盗難補償特約」を販売開始
2018年1月	ネット専用海外旅行保険を改定し「たびとも」を販売開始
2018年2月	東京都港区東新橋二丁目3番3号に本社を移転
2019年4月	保険募集代理業務による保険販売比較サイト「ほけんのポルト」を開設
2021年2月	東京都中央区晴海四丁目7番4号に本社を移転



### 3. 経営組織

(2022年7月1日現在)



#### 本店所在地

〒104-0053 東京都中央区晴海 4-7-4 CROSS DOCK HARUMI 5F-A

電話 03-6327-2222 (代表)

## 4. 株主・株式の状況

### (1) 株主の状況

氏名または名称	所有株式数	発行済株式総数 に対する割合
株式会社エイチ・アイ・エス	32,240 株	100.0%

### (2) 資本金の推移

年月日	資本金 (百万円)		摘 要
	増減額	残 高	
2005年5月24日	—	20	設立
2005年10月20日	80	100	
2005年12月26日	900	1,000	
2007年9月28日	612	1,612	有償第三者割当

### (3) 最近の新株発行

種 類	発行年月日	発行株数 (株)	発行総額 (百万円)	摘 要
普通株式	2005年5月24日	400	20	(2名)
普通株式	2005年10月20日	1,600	80	(2名)
普通株式	2005年12月26日	18,000	900	(2名)
普通株式	2007年9月28日	12,240	612	有償第三者割当 (19名)

## 5. 役員の状況

(2022年7月1日現在)

役 職	氏 名	略 歴
代表取締役 社長	楠原 成基	1982年12月 株式会社インターナショナルツアーズ (現株式会社エイチ・アイ・エス) 入社 2005年1月 同社取締役統括営業本部長 2006年2月 エイチ・エス損害保険プランニング株式会社 (現当社) 取締役 2008年4月 株式会社エイチ・アイ・エス常務取締役管理部門総轄兼海外事業 本部長 2012年9月 九州産業交通ホールディングス株式会社取締役 2014年3月 株式会社エイチ・アイ・エス専務取締役人事、国内旅行事業 インバウンド事業、東日本地区店舗営業所管 2017年1月 同社常務取締役 H.I.S.訪日事業担当、インバウンド事業担当 2017年8月 当社代表取締役社長執行役員 (現任)
常務取締役	堤 信博	1987年4月 コーンズアンドカンパニーリミテッド入社 1989年7月 興亜火災海上保険株式会社 (現損害保険ジャパン株式会社) 入社 2008年5月 当社入社 業務部長兼販売制度部長 2010年6月 当社取締役業務部長兼販売制度部長兼経営企画部長兼事務企画・ システム部長 2011年7月 当社取締役経営企画部長兼事務企画・システム部長 2012年9月 エイチ・エスライフ少額短期保険株式会社 (現くふう少額短期保険株式会社) 取締役 2015年6月 当社取締役執行役員 2018年6月 当社常務取締役執行役員 (現任)

役 職	氏 名	略 歴
取 締 役	西 一 仁	1979年4月 大成火災海上保険株式会社（現損害保険ジャパン株式会社）入社 2003年7月 大成再保険株式会社（解散）出向 業務部長 2005年7月 同社転籍 2009年6月 当社入社 業務部担当部長 2011年7月 当社業務部長 2015年6月 当社執行役員 2017年6月 当社取締役執行役員（現任）
取 締 役	花岡 俊雅	1991年3月 株式会社エイチ・アイ・エス入社 1996年3月 同社手配課課長代理 2000年7月 同社ニューヨーク支店支店長 2006年10月 同社 ES/CS 管理本部マネージャー 2008年9月 同社サンフランシスコ支店支店長 2011年8月 同社 H.I.S U.S.A. INC. GA/HR マネージャー 2013年1月 同社本社監査室チームリーダー 2017年3月 同社関係会社管理室室長代理 2018年4月 当社取締役（現任） 2019年5月 同社関係会社管理室室長（現任） 2020年12月 株式会社エス・ワイ・エス監査役（現任） 2022年4月 株式会社オリオンツアー取締役（現任）
取 締 役	加堂 直行	1996年4月 株式会社エイチ・アイ・エス入社 2013年8月 同社関東 WEB 事業部課長 2014年4月 同社関西営業本部 WEB 事業部次長 2015年5月 同社関西営業本部 WEB 事業部部長代理 2017年4月 同社 H.I.S.JAPAN システム部部長代理 2017年10月 同社本社情報システム本部部長代理 2019年1月 同社執行役員本社情報システム本部長 2019年6月 当社取締役（現任） 2020年4月 同社執行役員最高情報システム責任者（CIO）兼本社情報システム本部長（現任） 2022年4月 株式会社ジャパンホリデートラベル取締役（現任）
常勤監査役	滝田 泰彦	1979年4月 チーゼル機器株式会社（現ポッシュ株式会社）入社 2001年1月 株式会社エイチ・アイ・エス 入社 本社総務部総務課長 2005年5月 同社本社総務部次長 2007年11月 同社本社内部統制室長 2009年5月 同社本社関係会社管理室長兼本社内部統制室長 2010年5月 同社本社人事・総務本部次長兼本社関係会社管理室長兼本社内部統制室長 2014年5月 同社本社総務グループリーダー 2017年4月 同社本社総務グループ顧問兼本社経営企画室アドバイザー 2017年6月 同社本社総務グループおよび本社法務・内部統制グループ顧問兼本社経営企画室アドバイザー 2018年4月 当社入社 2018年9月 当社監査役（現任）

役 職	氏 名	略 歴
監 査 役 (社外監査役)	川 田 充	1996年1月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1997年1月 中央監査法人（最終名称みずぎ監査法人（解散））入所 2005年8月 株式会社ビジコム入社 2006年8月 株式会社ロイヤル・ストラテジー 取締役 2008年11月 川田公認会計士事務所開設代表（現任） 2014年5月 一般財団法人明光教育研究所（現公益財団法人明光教育研究所） 評議員 2014年12月 株式会社エコノマイズ監査役 2015年7月 グループス株式会社監査役 2017年6月 エイチ・エスサポートセンター株式会社監査役 2017年6月 当社監査役（現任） 2022年3月 ゲステル株式会社 監査役（現任）
監 査 役 (社外監査役)	坂 巻 靖 哲	1987年4月 英和監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 1994年1月 大野木公認会計事務所（現大野木総合会計事務所）入所 1997年1月 坂巻公認会計士事務所開設代表（現任） 1998年11月 坂巻・馳会計事務所開設代表 1999年8月 有限会社青山パートナーズ（現株式会社青山パートナーズコンサル ルティング）設立代表パートナー（現任） 2005年11月 青山パートナーズヒューマンサービス株式会社監査役（現任） 2011年10月 税理士法人青山パートナーズ設立代表社員（現任） 2018年6月 当社監査役（現任）

(注)監査役川田充および監査役坂巻靖哲は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

## 6. 会計監査人の状況

氏名または名称：EY 新日本有限責任監査法人

## 7. 従業員の状況

### (1) 従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
54 名	41.5 歳	6.7 年	5,126 千円

(注) 1. 従業員数は、使用人兼務取締役、退職者、派遣職員を除きます。

2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでいます。

### (2) 採用方針

当社の企業理念に共感し、同じ価値観を共有する多様な人材の採用を行います。

### (3) 研修制度

#### ①入社時研修

ビジネスマナー、損害保険基礎知識、当社商品知識、コンプライアンス、企業理念、ハラスメント防止など、入社にあたっての基本的な知識を身につける研修を実施しています。

#### ②損害保険講座

損害保険事業総合研究所の損害保険講座受講を推進し、損害保険に関する幅広い知識を身に付けます。

### ③新人事制度導入に伴う研修

新人事制度導入に伴う人事制度説明会、評価者研修、被評価者研修を実施し、制度理解を高め、評価に対する透明性と納得性を向上させています。

#### (4) 福利厚生制度

以下の制度を運営しています。

- ・ 社会保険
- ・ 慶弔見舞金制度
- ・ 育児休業制度
- ・ 介護休業制度
- ・ 時間単位の有給休暇取得制度
- ・ 短時間正社員制度
- ・ リファラル採用（社員紹介）制度
- ・ 在宅勤務手当制度
- ・ アニバーサリー休暇
- ・ ボランティア休暇
- ・ エイチ・アイ・エス健康保険組合
- ・ エイチ・アイ・エス従業員持株会制度
- ・ 企業型確定拠出年金制度

また、働きやすい労働環境を構築するため、以下を導入しています。

- ・ オフィスカジュアル（デニム・Tシャツ可）
- ・ オフィスコンビニの設置
- ・ フリードリンク
- ・ 自転車通勤
- ・ 在宅勤務
- ・ 時差出勤

## II 保険会社の主要な業務の内容

当社の主要な業務は次のとおりです。

### 損害保険業

保険の引受：傷害保険の引受

資産の運用：保険料として収受した金銭その他の資産の運用

### 他の保険会社の業務の代理および事務の代行

保険募集代理業務（媒介代理店業務）

## 1. 取扱商品

### (1) 販売商品

#### ①主として個人向けの商品

海外旅行保険	海外旅行中に被ったケガや病気による死亡や治療費用、救援者費用のほか、携行品の盗難・破損などの損害、通貨の盗難損害、航空機の遅延や預けた手荷物の遅延など予期しない偶然な事故により負担を余儀なくされた費用等を補償する保険です。
旅行目的地通知型ネット専用海外旅行保険 (ネット海外旅行保険たびとも)	インターネット等の通信手段を通して契約手続を行うネット専用の海外旅行保険です。旅行目的地別に保険料が設定されており、海外旅行中に被ったケガや病気による死亡や治療費用、救援者費用のほか、携行品の盗難・破損などによる損害等を補償します。
国内旅行傷害保険 (国内旅行総合保険)	国内旅行中に被ったケガにより死亡または入院・通院した場合に保険金をお支払いするほか、救援者費用、賠償責任を補償する保険です。

#### ②主として旅行業者向けの商品

旅行特別補償保険	旅行業者（被保険者）の企画旅行に参加する旅行者に対して、旅行業者が旅行業約款の特別補償規程により支払った費用を補償する保険です。
旅行事故対策費用保険	旅行業者（被保険者）の旅行に参加した旅行者が事故等に遭ったことにより旅行業者が負担した費用を補償する保険です。

### (2) 新商品の開発状況

時期	対象	概要	
2019年	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外旅行保険・旅行目的地通知型ネット専用海外旅行保険「たびとも」・国内旅行総合保険</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者の定義を改定（新たに「同性パートナー」を配偶者に含める）</li> </ul>
	11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外旅行保険・旅行目的地通知型ネット専用海外旅行保険「たびとも」</li> <li>販売商品すべて</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ファミリープラン（家族旅行特約）でご契約可能な家族の範囲を拡大（新たに「生計を共にしない同居の親族・別居の未婚の子」を家族の範囲に含めるなど）</li> <li>保険金の支払履行期を9営業日から30日に変更</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>旅行目的地通知型ネット専用海外旅行保険「たびとも」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険料を改定</li> <li>加入可能な年齢制限を撤廃</li> <li>航空機寄託手荷物遅延および航空機遅延を実損払いから定額払いへ改定</li> <li>電子機器等補償特約の新設（オプション）</li> <li>保険証券を電子化</li> <li>リピーター割引の導入</li> </ul>
2020年	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅行目的地通知型ネット専用海外旅行保険「たびとも」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申込可能期間を60日前から90日前に変更</li> <li>改正民法施行（2020年4月1日）に伴う約款改定等</li> </ul>
	12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通傷害保険「感染症とケガの保険」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通傷害保険の入院のみ補償（特定感染症およびケガ）を団体契約者向けに販売開始</li> </ul>
2021年	10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅行目的地通知型ネット専用海外旅行保険「たびとも」・国内旅行総合保険</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな保険料のお支払手段を導入（PayPay）</li> </ul>

	12月	・旅行目的地通知型ネット専用海外旅行保険「たびとも」	・リピーター割引の適用条件の緩和
2022年	4月	・海外旅行保険・旅行目的地通知型ネット専用海外旅行保険「たびとも」	・申込可能年齢を20歳以上から18歳以上に変更

## 2. 各種サービス

当社は、海外旅行保険に関わる次のサービスを提供しています。

### (1) サポートサービス

当社は、海外からの事故受付業務を日本エマージェンシーアシスタンス株式会社に委託し、海外サポート業務を提供しています。海外旅行中にケガや病気、荷物の被害など事故が発生したときは、海外サポートセンターまでご連絡ください。LINE から連絡する方法も用意しており、事前に当社の LINE 公式アカウントを友達登録することで現地から簡単に海外サポートセンターへ電話をかけることができます。海外サポートセンターでは 24 時間 365 日、事故の連絡をはじめとする各種相談を日本語でお受けし、必要な対応方法を案内するとともに、事情に応じて次の手配サービスを行います。

#### ① 病院・医師の手配

治療や入院が必要な場合、適切な病院や医師を紹介し、予約の手配をいたします。

#### ② 緊急移送手配サービス

現地での治療が困難な場合、必要な治療を行うための医療施設まで緊急移送手配をいたします。

#### ③ 帰国手配サービス

入院された場合、退院許可がございましたら帰国の手配をいたします。医師の指示がある場合は、付添医師・看護師の手配も行います。

### (2) キャッシュレス医療サービス

当社は、旅行先でのケガや病気の際に、お客さまがスムーズに治療をお受けいただけるよう、世界の主要地にキャッシュレス提携医療機関のネットワークを構築しています。

キャッシュレス提携医療機関では、お客さまが保険証券（または保険契約証、保険加入者証）およびパスポートを窓口で提示することにより、その場で治療費を負担することなく治療を受けることができます。

### (3) 旅行かばん／カメラ・ビデオカメラ等修理サービス

旅行中の事故でスーツケース等の旅行かばんやカメラ・ビデオカメラ等が破損した場合、破損した物品を当社提携の修理会社が引き取り、修理および納品を行います。なお、修理代金は保険金として当社から修理会社へ直接支払います。



#### (4) お客様の声を業務に活かすために

##### ①「お客様の声」の受付状況

当社は下記の方針（含む苦情の定義）を定め、「お客様の声」をお客さまサービスの向上や商品改善に活用し、「お客さまに選んでいただける損害保険会社」を目指します。

##### お客様の声に対する基本方針（含む苦情の定義）

- ・エイチ・エス損保は、お客様からの不満足の説明を「苦情」として定義します。
- ・苦情とは、お客様の求めるサービスの水準と当社が提供するサービスに差があるために生じたものにとらえ、苦情を業務改善に活かすことにより、同じ苦情が再び生じないように努めます。
- ・「お客様に選んでいただける損害保険会社」となるために、苦情をはじめご要望、ご照会を含めた「お客様の声」を前向きかつ積極的に受け止め、迅速かつ的確に行動することで、お客様サービスの向上に努めます。

2021 年度に受け付けた苦情の内容区分と件数は以下のとおりです。

苦情受付件数 四半期ごとの推移

(単位：件)

苦情区分	第1四半期 4月～6月	第2四半期 7月～9月	第3四半期 10月～12月	第4四半期 1月～3月	合計	構成比
契約・募集行為	0	0	0	0	0	0.0%
契約の管理・保全	0	1	0	0	1	10.0%
保険金	0	2	4	3	9	90.0%
個人情報	0	0	0	0	0	0.0%
その他	0	0	0	0	0	0.0%
合計	0	3	4	3	10	100.0%

##### ②お客さまからのご照会、ご相談などの窓口について

お客さまからのご照会、ご相談等については、次の窓口で承ります。

当社に対する相談・苦情・お問い合わせ窓口

##### ◆カスタマーセンター（お客様相談室）

ナビダイヤル（通話料有料）0570-200543 受付時間：午前9時～午後5時（年末年始を除く）

##### ③公平・中立な立場でお応えする機関のご紹介

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

**日本損害保険協会 そんぽADRセンター**の連絡先は以下のとおりです。

ナビダイヤル（全国共通・通話料有料） 0570-022808

受付時間：月～金曜日 午前9時15分～午後5時（祝日・休日および12/30～1/4を除く）

詳しくは、**日本損害保険協会のホームページ**(<https://www.sonpo.or.jp/>)をご覧ください。

## 3. 保険の仕組み一般

### (1) 保険制度

サイコロを振って1の目が出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど6分の1に近づいていきます。同じように、個々人にとっては偶発的な事故であっても、同種の事故例をより大量に観察すれば、その発生率は統計上の理論値に近づいていきます。これを「大数の法則」といいます。

保険制度とは、同種の危険にさらされている多数の人々が、この「大数の法則」に基づき予想される事故の発生率に応じて保険料を負担しあい、大きな共有の準備財産を作っておいて、万一のことがあった場合に損害を被った人に保険金が支払われるという、相互扶助の仕組みです。

このように保険には、相互にリスクを分散し、経済的補償を行うことにより、個人生活と企業経営の安定を支える社会的機能があります。

### (2) 損害保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が一定の偶然な事故によって生ずることのある損害について保険金をお支払いすることを約束し、保険契約者がその対価として保険料を支払うことを約束する契約です。

この契約は、双務かつ有償の契約であり、当事者の合意のみで成立する不要式の諾成契約という性格を有していますが、通常、契約引受の正確を期すために保険契約申込書を作成し、契約締結の証として保険証券または保険契約証等を発行します。また、近時はインターネット画面上で契約申込手続きを行い、保険証券を表示するインターネット契約も拡大しています。

### (3) 再保険

個々の保険会社の資本は有限であり、その保険金支払能力には限りがありますが、例えば海外旅行保険においては、航空機事故やホテル火災、感染症の流行等により集中的に損害が発生し、多額の保険金支払が必要となる事態も起こり得ます。

再保険は、保険責任の一部を国内外の他の保険会社に引き受けてもらうことにより、リスクを平準化することを目的としています。再保険は、保険会社間で行う保険取引であり、他の保険会社にリスクを引き受けてもらうことを「出再」、他の保険会社からリスクを引き受けることを「受再」といいます。当社は「再保険方針」を定め、この方針に基づき再保険取引を行っています。

当社が出再する際には、リスクの特性、再保険市場の状況等を勘案のうえ合理的な出再スキームを構築し、出再先の信用力、出再条件等を総合的に勘案のうえ出再先を決定しています。

なお、当社は、原則として受再は行わないこととしています。

## 4. 保険約款

### (1) 保険約款の位置づけ

ご契約の内容や保険会社・保険契約者が保険契約に関して持つ権利と義務等は、普通保険約款および特約によって定められています（以下「保険約款」といいます）。

また、保険契約申込書等に記載・表示された内容も、保険会社と保険契約者との契約内容の一部になります。

なお、保険約款に定められている主な事項は次のとおりです。

保険金を支払う場合、保険金を支払わない場合、保険金の支払額、保険契約の無効・失効・解除、（契約前・契約後に）保険会社へ申し出・連絡すべき事項、保険金請求手続など

### (2) 契約時の留意事項

保険の内容をよくご理解いただくために、保険約款とは別に、パンフレット、ご契約のしおり、重要事項等説明書（契約概要・注意喚起情報）、またはインターネット上の契約画面などで、商品の内容や保険約款の概略を

ご紹介しています。ご契約時には、あらかじめこれらの内容をよくご理解いただき、十分な説明を受けたうえで契約をお申し込みください。

特に保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合、保険会社へ申し出・連絡すべき事項（告知義務・通知義務）、ご契約を解約される場合の取扱などについては、お申し込みをする前に十分にご確認ください。また、お申込みの内容がお客さまのご意向に沿った内容であることや、保険契約申込書等が正しく記入・表示されていることもご確認のうえ、ご契約ください。

## 5. 保険料

### （1）保険料の收受・返還

保険料は、原則としてご契約と同時に お支払いいただくこととなり、保険期間が始まった後でも、保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

保険契約が無効もしくは失効となったとき、または解除されたときは、保険約款の規定に従って当社は保険料を返還いたします。また、保険期間中に危険が増加または減少したときは、保険約款の規定に従って当社は保険料を請求または返還いたします。

### （2）保険料率

お支払いいただく保険料の算出根拠となる保険料率は、保険金の支払に充てられる純率（純保険料）と、保険事業を運営するための費用や代理店手数料などに充てられる付加率（付加保険料）から構成されています。このうち純率は、当社が金融庁から認可を得たものや金融庁へ届け出たものを適用しています。

## 6. 保険金のお支払

### （1）保険金のお支払の仕組み

事故が発生すると、次の順序に従って保険金をお支払することになります。

#### ①契約内容の確認

事故のご報告を受けると、直ちにご契約の内容をオンラインシステムまたは保険契約申込書により確認します。

#### ②事故原因・損害状況の調査

事故のご報告を受けた保険契約内容の確認に続いて、事故原因、損害状況などの調査を行い、保険金支払の対象となる事故かどうかを確認します。

#### ③損害額、保険金の算出

お客さま、修理業者、病院など関係者に損害状況や治療内容の確認および必要な調査を行い、損害額を算出して、当社は保険金支払額を決定します。

#### ④保険金のお支払

所定の請求書類をご提出いただき、請求書類が完備してから当社は保険金のお支払の手続をとります。ただし、特別な調査が必要な場合は、請求書類が完備してからお支払するまでの期間を延長させていただくことがあります。

なお、2021 年度において、ご指定の口座に保険金が着金するまでの平均日数は、約 13 日（土日祝日を含みません）でした。（※）

※お客さまからの依頼に基づき、医療機関・カバン等修理会社が保険金を代理受領する場合があります。

## (2) 事故の連絡・相談窓口のご案内

当社は、次のとおり事故のご連絡、ご相談を受け付けています。

事故のご報告に関するお問い合わせ窓口
<p><b>◆海外サポートセンター</b> &lt;海外からのご連絡先&gt; フリーダイヤルでのご連絡 フリーダイヤルが設定されている国・地域でご利用いただけます。 ダイヤル直通でのご連絡 ケガ・病気の場合：81-3-6630-9580 受付時間：24 時間 365 日 その他の場合：81-3-6630-9581 受付時間：24 時間 365 日</p> <p><b>◆カスタマーセンター</b> &lt;国内からのご連絡先&gt; ナビダイヤル（通話料有料）0570-200543 受付時間：午前9時～午後5時（年末年始を除く） ※はじめての保険金請求の受付のみ年末年始も営業します。</p>
保険金請求等の事故に関するお問い合わせ窓口
<p><b>◆損害サービス部</b> ナビダイヤル（通話料有料）0570-200543 受付時間：午前9時～午後5時（年末年始を除く）</p>

## 7. 保険募集

### (1) 契約締結の仕組み

当社は、保険会社から委託を受けた損害保険代理店（以下「代理店」といいます）が保険募集を行うほか、インターネットによるご契約では、代理店による募集のほか当社も直接保険募集を行っています。

保険募集にあたっては、お客さまが合理的な判断に基づいて保険契約を締結いただくことが必要です。このため、保険募集を行う者は、お客さまのご意向を把握したうえで、必要となる重要な事項を十分に説明しなければなりません。当社は、お客さまにご契約の内容を十分にご理解いただけるよう、ご契約いただく商品の概要に関する情報（契約概要）とご契約に際して特にご注意いただきたい情報（注意喚起情報）を記載した重要事項等説明書を交付しているほか、お申込み内容がお客さまのご意向に合致していることや保険契約申込書が正しく記入されていることをご確認いただくために、お申し込み内容確認リストを交付しています。お客さまから保険契約申込書の提出を受け、保険料をお支払いいただいた後、当社所定の保険料領収証を発行いたします。なお、海外旅行保険の場合、原則として保険契約証兼保険料領収証を発行しています。また、インターネットによるご契約の場合は、インターネット契約画面上で重要事項等説明書をご確認いただき、お申し込み内容がお客さまのご意向に合致していることを契約画面上でご確認いただいたうえで保険契約を締結しています。

### クーリングオフ制度について

保険期間が1年を超える個人（個人事業主契約を除く）の保険契約（契約に関する債務の履行を担保するための保険契約や通信販売特約により申し込まれた保険契約等を除く）については、クーリングオフ制度が適用されます。これは、ご契約の「申込日」または「クーリングオフ説明書等の書面を交付された日」のいずれか遅い日から8日以内であれば、ご契約のお申込の撤回または解除を行うことができる制度です。

### (2) 代理店の役割と業務内容

代理店は、保険会社を代理して損害保険の勧誘等を行い、損害保険の幅広い普及を通じてお客さまの家庭や会社等をさまざまなリスクから守ることで、生活の安定や経済の発展を図るといった社会的役割を担っています。

代理店は、当社との間で締結した損害保険代理店委託契約書に基づき、保険契約締結の代理または媒介、保険料の領収などの業務を行います。

### (3) 代理店登録

代理店として損害保険の募集を始めるためには、保険業法第276条に基づき内閣総理大臣（実務上は財務（支）局長）の登録を受けなければなりません。また、代理店の役員、使用人で損害保険の募集を行う者は、同法第302条に基づき届出をすることが義務づけられています。

### (4) 代理店教育

当社は、お客さまのニーズを的確に把握し、適切な情報やサービスのご提供を通じて、信頼と安心をお届けできる代理店を育成するために、オンライン学習システム（当社愛称 シュガーキャンパス）を活用し、取扱商品や募集コンプライアンスに関する研修を随時代理店の募集人に実施しています。

また、一般社団法人 日本損害保険協会が募集人の資質の向上と維持を目的として実施する「損害保険募集人一般試験」を導入し、この試験の合格を代理店登録および募集人届出の要件としています。

### (5) 代理店数

当社の代理店数は、2022年3月31日現在58店です。

## (6) 勧誘方針

当社は、保険商品の販売にあたり、「金融サービスの提供に関する法律」(平成 12 年 5 月 31 日法律第 101 号)に基づく「勧誘方針」を次のように定め、実施しています。

### 勧誘方針

1. お客様の当社保険商品に関する知識、経験、財産状況および加入目的等を総合的に勘案し、お客様の意向と実情に応じた保険商品の説明を行うように努めてまいります。
2. 保険商品のご案内にあたりましては、金融サービス提供法、保険業法、金融商品取引法、消費者契約法その他の各種法令等を遵守し、適正な保険販売に努めてまいります。
3. 保険商品の販売にあたりましては、お客様にとってご迷惑となるような時間帯、場所および方法による勧誘は行いません。
4. 保険商品の説明にあたりましては、お客様の十分なお理解と、最適な保険商品の選択が可能となるようお客様の立場にたったわかりやすい説明を行うように努めます。特に重要事項の説明を怠ったり、不確実な事項の断定的説明等お客様の判断を誤らせるような行為は行いません。
5. お客様と直接対面しない通信販売等の保険商品の販売を行う場合は、お客様に十分理解いただけるよう説明方法等に工夫してまいります。
6. 保険事故が発生した場合は、その保険金支払手続について、迅速かつ的確な支払を実行するよう常に努力してまいります。
7. 保険金の不正取得を防止する観点から、適切な保険販売を実行するよう努めてまいります。
8. お客様のお問い合わせには、丁寧、迅速かつ適切な対応に努め、ご頂戴したご意見等は、今後の商品開発や販売方法等に積極的に活用してまいります。

# III 保険会社の主要な業務に関する事項

## 1. 2021 年度における事業の概況

### 事業の経過および成果等

当事業年度におけるわが国経済は、前事業年度と同様に新型コロナウイルス（COVID-19）感染症の世界的大流行（パンデミック）の影響を受け続けました。当社は海外旅行保険の引受けを主力事業としており、市場となる海外旅行は、感染拡大前の水準には至っておらず、また、新たな変異株（オミクロン株）による感染拡大の影響もあり、依然として先行き不透明な状況で推移しております。

このような状況の中、当社は、お客さまの安全・安心に向けて、公式サイトを通じて旅行先各国の入国条件等に関する情報発信に努め、また、各国入国にあたり必要とされる付保証明書について、海外通貨換算金額を併記した付保証明書を WEB サイト上で作成・提供する機能を開発するなどの取り組みを行いました。また、手許資金の拡充を図るために、資産運用の一環として保有していた資産の一部を流動化いたしました。この結果、業績は、以下のとおりとなりました。

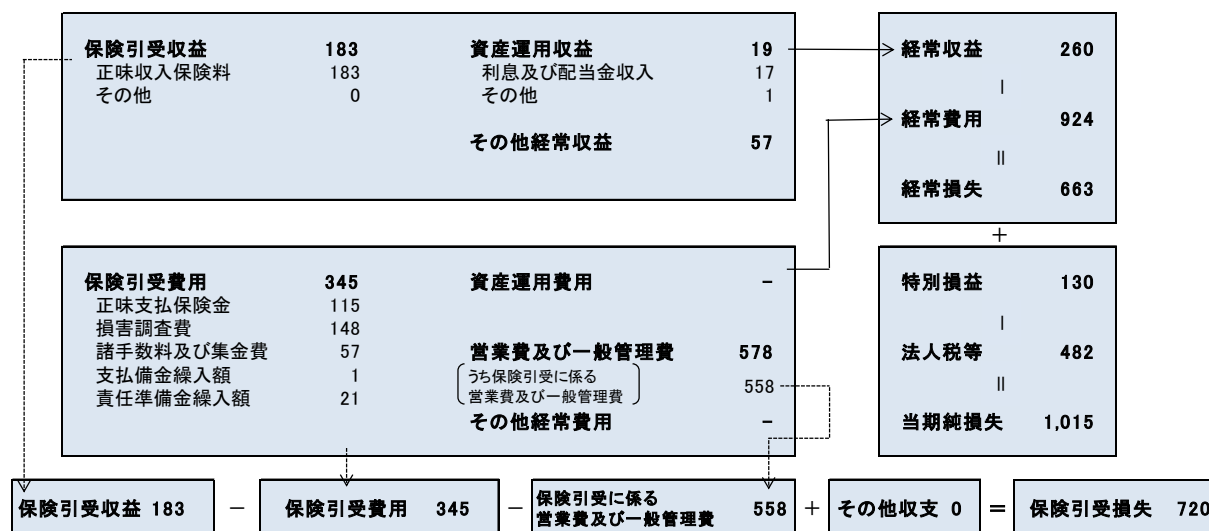
#### 【業績の概況】

保険引受収益 183 百万円、資産運用収益 19 百万円、雇用調整助成金収入 51 百万円等を合計した経常収益は、前事業年度に比べ 1,266 百万円減少し 260 百万円となりました。一方、保険引受費用 345 百万円、営業費及び一般管理費 578 百万円等を合計した経常費用は前事業年度に比べ 428 百万円減少し 924 百万円となりました。この結果、経常損益は△663 百万円と前事業年度に比べ 837 百万円の減少となりました。経常損失に特別利益、特別損失、法人税および住民税ならびに繰延税金資産の取り崩しのあった法人税等調整額を控除した当期純損益は、前事業年度に比べ 1,138 百万円減少し△1,015 百万円となりました。

#### 【保険引受の概況】

正味収入保険料は、前事業年度に比べ 156 百万円増加し 183 百万円となりました。正味損害率は 144.4%となり、前事業年度に比べ 1,967.1 ポイント低下し、正味事業費率は 335.9%となり、前事業年度に比べ 2,462.7 ポイント低下しました。また、保険引受損益は△720 百万円となり、前事業年度に比べ 784 百万円減少いたしました。

#### ■決算の仕組み(単位:百万円)





## 【資産運用の概況】

当事業年度末の運用資産は、2,257 百万円であり、これを

- ①安全性の確保と流動性の保持に留意する。
- ②許容されるリスク量の範囲内でリスクテイキングな運用を行って、運用収益を最大限に確保する。
- ③中長期的に純資産価値の拡大を図って、その蓄積によって担保力を充実する。

という当社の資産運用基本方針（骨子）に沿って、定期預金、債券、賃貸用不動産を中心に運用いたしました。

## 対処すべき課題

当社は、コロナ禍の経営環境の下で、第 17 期（2021 年度）から第 19 期（2023 年度）に至る 3 ヶ年の中期経営計画を策定し、企業理念を基軸に、「デジタル損保へフルモデルチェンジ」をスローガンに掲げ、「個と会社活力の最大化」、「業務品質と生産性の向上」、「事業領域の深化・拡大」の 3 つを基本方針として、新たな成長基盤構築に着手しております。

### ① 「個と会社活力の最大化」

新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大が始まった 2020 年 1 月から、社員をはじめとする健康と安全確保を最優先とする感染防止対策を講じ、その後も感染状況等を踏まえながら在宅勤務の推奨を行い、現在遂行している中期経営計画でも、基本方針の一環として、新型コロナウイルス（COVID-19）のワクチン職域接種の提供など追加の対策を講じてまいりました。また、事業を支える社員をはじめすべてのステークホルダーの人権を尊重していくことが極めて重要であるという考えの下、個を大切にし、また、働きやすさとやりがいの向上に向けて、年功序列よりも成果・職務に重点を置く人事評価・報酬制度に移行できるようにし、育児・介護等を理由とした短時間正社員制度（週 3 日間など 9 パターンから勤務日数・時間を選択）を導入するよういたしました。今後も、働き方改革を推進し、移行ないしは導入した制度について PDCA サイクルを回して一層の改善と定着化を図ってまいります。

### ② 「業務品質と生産性の向上」

中期経営計画の初年度となる当事業年度においては、デジタル化の進展といった環境変化への対応や HIS グループの顧客基盤を活用したグループシナジーの創出に向けて、業務の基盤となる基幹システム（契約管理）を刷新してまいりました。引き続き、抜本的に業務を見直すとともに、保険金支払、代理店管理システム等を刷新し、業務品質の向上を進めるとともに、強固なオペレーションを実装してまいります。

### ③ 「事業領域の深化・拡大」

当事業年度は、国内旅行需要の回復傾向を踏まえて、オンラインによる国内旅行保険の販売強化に取り組み、インターネットを最大活用したダイレクトチャネルを経営戦略上の重要な販売チャネルと位置付けて、お客さまの利便性とサービス向上に資するよう、PayPay による保険料払込方法の導入などの施策を展開してまいりました。続く事業年度においても、主力商品である海外旅行保険については、顧客ニーズを踏まえた商品とサービス内容の見直しを進めて、お客さまに一層のご支持をいただけるように努め、その一方では、経営環境の変化に対応できる企業体質の柔軟性向上に向けて、海外旅行保険以外の新たな保険商品を開発し、第二の柱として早期の確立を目指してまいります。

当社は、「人々をリスクから解放して幸せにする」というミッションの下、世の中のためになる商品・サービスを提供し続け、「世界の人から選ばれる会社」になれるよう業務に邁進してまいります。

## 2. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

区分 \ 年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
正味収入保険料	3,178	3,709	4,457	26	183
経常収益	3,190	3,846	4,526	1,526	260
経常利益 (△は経常損失)	90	255	518	173	△663
当期純利益 (△は当期純損失)	52	177	362	122	△1,015
資本金の額 (発行済株式の総数)	1,612 (32,240株)	1,612 (32,240株)	1,612 (32,240株)	1,612 (32,240株)	1,612 (32,240株)
純資産額	1,936	2,097	2,443	2,543	1,528
総資産額	4,304	5,195	5,288	3,601	2,631
責任準備金残高	1,381	1,839	2,008	904	925
貸付金残高	-	-	-	-	-
有価証券残高	50	50	150	150	250
単体ソルベンシー・マージン比率	803.3%	822.6%	1,061.2%	2,557.8%	2,076.3%
配当性向	30.4%	9.0%	4.4%	18.4%	-%
従業員数	63	73	74	63	54

## 3. 業務の状況を示す指標

### (1) 主要な業務の状況を示す指標

#### ① 正味収入保険料

(単位：百万円)

種目 \ 年度	2019年度			2020年度			2021年度		
		構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %
火災	0	0.0	-	0	0.1	-	0	0.0	△123.8
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	4,457	100.0	20.1	26	99.9	△99.4	183	100.0	581.6
自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	4,457	100.0	20.1	26	100.0	△99.4	183	100.0	581.1

(注) 正味収入保険料 = 元受正味保険料 + 受再正味保険料 - 出再正味保険料

## ②元受正味保険料

(単位：百万円)

種目	年度	2019年度			2020年度			2021年度		
			構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %
火災		0	0.0	-	-	-	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		5,709	100.0	4.7	84	100.0	△ 98.5	214	100.0	154.0
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		5,709	100.0	4.7	84	100.0	△ 98.5	214	100.0	154.0

(注) 元受正味保険料 = 元受保険料 - (元受解約返戻金 + 元受その他返戻金)

## ③受再正味保険料

(単位：百万円)

種目	年度	2019年度			2020年度			2021年度		
			構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %
火災		0	100.0	△ 31.4	0	100.0	△ 19.0	0	100.0	△ 123.8
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		0	100.0	△ 31.4	0	100.0	△ 19.0	0	100.0	△ 123.8

(注) 受再正味保険料 = 受再保険料 - (受再解約返戻金 + 受再その他返戻金)

## ④支払再保険料

(単位：百万円)

種目	年度	2019年度			2020年度			2021年度		
			構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %
火災		0	0.0	-	-	-	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		1,251	100.0	△ 28.0	57	100.0	△ 95.4	31	100.0	△ 45.3
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		1,251	100.0	△ 28.0	57	100.0	△ 95.4	31	100.0	△ 45.3

(注) 支払再保険料 = 出再保険料 - (再保険返戻金 + その他再保険収入)

### ⑤解約返戻金

(単位：百万円)

種目	年度	2019年度			2020年度			2021年度		
			構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %
火災		-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		14	100.0	16.9	5	100.0	△61.8	2	100.0	△55.3
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		14	100.0	16.9	5	100.0	△61.8	2	100.0	△55.3

(注) 解約返戻金 = 元受解約返戻金 + 受再解約返戻金

### ⑥保険引受利益

(単位：百万円)

種目	年度	2019年度			2020年度			2021年度		
			構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %
火災		4	0.7	△12.2	0	0.0	△99.6	0	0	△785.4
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		517	99.2	127.8	64	100.0	△87.5	△719	100.0	△1,216.7
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		521	100.0	125.0	64	100.0	△87.6	△720	100.0	△1,216.6

(注) 保険引受利益 = 保険引受収益 - 保険引受費用 - 保険引受に係る営業費および一般管理費 ± その他収支

### ⑦正味支払保険金・正味損害率

(単位：百万円)

種目	年度	2019年度			2020年度			2021年度		
			構成比 %	損害率 %		構成比 %	損害率 %		構成比 %	損害率 %
火災		-	-	-	-	-	-	0	0.1	-
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		1,324	100.0	36.9	328	100.0	2,111.5	115	99.9	144.3
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		1,324	100.0	36.9	328	100.0	2,111.5	115	100.0	144.4

(注) 1. 正味支払保険金 = 支払保険金 (元受正味 + 受再正味) - 出再正味保険金

2. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

⑧元受正味保険金

(単位：百万円)

種目	2019 年度		2020 年度		2021 年度	
	金額	構成比%	金額	構成比%	金額	構成比%
火災	-	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-
傷害	1,723	100.0	412	100.0	129	100.0
自動車	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-	-
合計	1,723	100.0	412	100.0	129	100.0

(注) 元受正味保険金 = 元受保険金 - 元受保険金戻入

⑨受再正味保険金

(単位：百万円)

種目	2019 年度		2020 年度		2021 年度	
	金額	構成比%	金額	構成比%	金額	構成比%
火災	-	-	-	-	0	100.0
海上	-	-	-	-	-	-
傷害	-	-	-	-	-	-
自動車	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	0	100.0

(注) 受再正味保険金 = 受再保険金 - 受再保険金戻入

⑩回収再保険金

(単位：百万円)

種目	2019 年度		2020 年度		2021 年度	
	金額	構成比%	金額	構成比%	金額	構成比%
火災	-	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-
傷害	399	100.0	83	100.0	13	100.0
自動車	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-	-
合計	399	100.0	83	100.0	13	100.0

(注) 回収再保険金 = 出再保険金 - 再保険金割戻

## (2) 保険契約に関する指標等

### ①契約者配当金の額

該当ありません。

### ②正味損害率、正味事業費率およびその合算率

(単位：%)

種目	年度	2019年度			2020年度			2021年度		
		正味 損害率	正味 事業費率	合算率	正味 損害率	正味 事業費率	合算率	正味 損害率	正味 事業費率	合算率
火災		-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		36.9	48.7	85.6	2,111.5	2,798.6	4,910.1	144.3	335.9	480.2
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		36.9	48.7	85.6	2,111.5	2,798.6	4,910.1	144.4	335.9	480.3

- (注) 1. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料  
 2. 正味事業費率 = (諸手数料および集金費 + 保険引受に係る営業費および一般管理費) ÷ 正味収入保険料  
 3. 合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

### ③出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率

(単位：%)

種目	年度	2019年度			2020年度			2021年度		
		発生 損害率	事業費率	合算率	発生 損害率	事業費率	合算率	発生 損害率	事業費率	合算率
火災		3.5	75.1	78.6	-	-	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		30.8	34.8	65.6	101.3	233.8	335.1	157.9	356.7	514.6
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		30.8	34.8	65.6	101.3	233.8	335.1	157.9	356.7	514.6

- (注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。  
 2. 発生損害率 = (出再控除前の発生損害額 + 損害調査費) ÷ 出再控除前の既経過保険料  
 3. 事業費率 = (支払諸手数料および集金費 + 保険引受に係る営業費および一般管理費) ÷ 出再控除前の既経過保険料  
 4. 合算率 = 発生損害率 + 事業費率  
 5. 出再控除前の発生損害額 = 支払保険金 + 出再控除前の支払備金積増額  
 6. 出再控除前の既経過保険料 = 収入保険料 - 出再控除前の未経過保険料積増額  
 7. 長期医療および介護保険等の第3分野保険については、取扱がないため内訳の記載を省略しています。

④国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分 \ 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
国内契約	100.0%	100.0%	100.0%
海外契約	-	-	-

⑤出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位 5 社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位 5 社の 出再先に集中している割合
2020 年度	2 社	75.7%
2021 年度	-	-

(注) 出再先保険会社の数は、特約再保険を 1,000 万円以上出再している再保険者（プール出再を含む）を対象にしています。

⑥出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	A 以上	BBB 以上	その他 (格付なし、不明等)	合計
2020 年度	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
2021 年度	-	-	-	-

(注) 特約再保険を 1,000 万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。

格付区分は、以下の方法により区分しています。

<格付区分の方法>

①S&P 社の格付けを使用しています。A- 以上は「A 以上」に区分しています。

②S&P 社の格付けがない場合は AM Best 社の格付けを使用しています。この場合、A- 以上は「A 以上」、B++ および B+ は「BBB 以上」、B 未満は「その他 (格付なし・不明等)」に区分しています。

⑦未収再保険金の額

(単位：百万円)

種目計		2019 年度	2020 年度	2021 年度
1	年度開始時の未回収再保険金	71	53	0
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	399	83	13
3	当該年度回収額	417	137	11
4	1+2-3=年度末の未収再保険金	53	0	1



(3) 経理に関する指標等

①支払備金の額および責任準備金の額

・支払備金の額

(単位：百万円)

種目	年度	2019 年度		2020 年度		2021 年度			
		構成比	増減率	構成比	増減率	構成比	増減率		
		%	%	%	%	%	%		
火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	313	100.0	△ 14.0	58	100.0	△ 81.4	59	100.0	2.4
自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	313	100.0	△ 14.0	58	100.0	△ 81.4	59	100.0	2.4

・責任準備金の額

(単位：百万円)

種目	年度	2019 年度		2020 年度		2021 年度			
		構成比	増減率	構成比	増減率	構成比	増減率		
		%	%	%	%	%	%		
火災	-	-	△100.0	-	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	2,008	100.0	9.5	904	100.0	△ 55.0	925	100.0	2.4
自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	2,008	100.0	9.1	904	100.0	△ 55.0	925	100.0	2.4

②責任準備金積立水準

当社にて取り扱う保険契約は、保険業法第3条5項第1号に掲げる保険に係る保険契約に該当するため、積立方式および積立率の記載をしておりません。

### ③引当金明細表

(単位：百万円)

区分		2019年度 期末残高	2020年度 期末残高	2021年 増加額	2021年度減少額		2021年度 期末残高
					目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	-	-	-	-	-	-
	個別貸倒引当金	-	-	-	-	-	-
	特別海外債権貸倒引当勘定	-	-	-	-	-	-
投資損失引当金		-	-	-	-	-	-
退職給付引当金		-	-	-	-	-	-
賞与引当金		39	6	6	6	-	6
価格変動準備金		1	1	0	-	-	1
合計		40	8	6	6	-	7

### ④貸付金償却の額

該当ありません。

### ⑤資本金等明細表（含む利益準備金および任意積立金）

(単位：百万円)

区分		2019年度 期末残高	2020年度 期末残高	2021年度			
				増加額	減少額	期末残高	
資本金		1,612	1,612	-	-	1,612	
うち 既発行株式	普通株式	(32,240株)	(32,240株)	-	-	(32,240株)	
		1,612	1,612	-	-	1,612	
	計	(32,240株)	(32,240株)	-	-	(32,240株)	
		1,612	1,612	-	-	1,612	
資本準備金および その他資本剰余金		(資本準備金)	-	-	-	-	
		計	-	-	-	-	
利益準備金および 任意積立金		(利益準備金)	19	23	-	-	23
		(任意積立金)	-	-	-	-	-
		計	19	23	-	-	23

### ⑥損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の額の変動

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。	
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 増加する発生損害額 = 既経過保険料 × 1%</li> <li>○ 増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。</li> <li>○ 増加する異常危険準備金取崩額 = 正味支払保険金の増加を考慮した取崩額 - 決算時取崩額</li> <li>○ 経常利益の減少額 = 増加する発生損害額 - 増加する異常危険準備金取崩額</li> </ul>	
経常利益の 減少額	2021年度	1百万円
	2020年度	2百万円

⑦正味事業費（含む損害調査費）

（単位：百万円）

区分	年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
人件費		673	656	405
物件費		479	314	299
税金		25	1	2
火災予防拠出金および交通事故予防拠出金		-	-	-
契約者保護機構に対する負担金		-	-	-
諸手数料および集金費		1,315	20	57
合 計		2,494	993	764

（注）1. 金額は損益計算書における「損害調査費」、「営業費および一般管理費」ならびに「諸手数料および集金費」の合計額です。

2. 負担金は保険業法第 265 条の 33 の規定に基づく保険契約者保護機構負担金です。

⑧減価償却費および賃貸用不動産等減価償却明細表

2020 年度

（単位：百万円）

資産の種類	取得価額	2020 年度償却額	償却累計額	2020 年度末残高	償却累計率
建物	451	11	13	438	2.9
営業用	65	0	0	64	1.3
賃貸用	386	10	12	374	3.2
その他の有形固定資産	43	5	29	13	68.8
合計	495	16	42	452	8.7

2021 年度

（単位：百万円）

資産の種類	取得価額	2021 年度償却額	償却累計額	2021 年度末残高	償却累計率
建物	66	12	5	60	8.8
営業用	66	5	5	60	8.8
賃貸用	-	7	-	-	-
その他の有形固定資産	37	4	28	9	75.7
合計	104	17	34	69	32.9

#### (4) 資産運用に関する指標等

##### ①資産運用の概況

(単位：百万円)

区分	2019 年度末		2020 年度末		2021 年度末	
	金額	構成比%	金額	構成比%	金額	構成比%
預貯金	3,154	59.6	1,428	39.7	1,946	74.0
コールローン	-	-	-	-	-	-
買現先勘定	-	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-	-	-	-	-
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-
商品有価証券	-	-	-	-	-	-
金銭の信託	-	-	-	-	-	-
有価証券	150	2.8	150	4.2	250	9.5
貸付金	-	-	-	-	-	-
土地・建物	1,091	20.6	1,148	31.8	60	2.3
運用資産計	4,395	83.1	2,726	75.7	2,257	85.8
総資産	5,288	100.0	3,601	100.0	2,631	100.0

##### ②利息配当収入の額および運用利回り

(単位：百万円)

区分	2019 年度末		2020 年度末		2021 年度末	
	金額	利回り%	金額	利回り%	金額	利回り%
預貯金	10	0.27	0	0.02	0	0.01
コールローン	-	-	-	-	-	-
買現先勘定	-	-	-	-	-	-
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-
商品有価証券	-	-	-	-	-	-
金銭の信託	-	-	-	-	-	-
有価証券	0	0.13	0	0.23	0	0.23
貸付金	-	-	0	0.32	-	-
土地・建物	1	0.86	17	1.62	17	2.19
小計	11	0.29	18	0.56	17	0.71
その他	-	-	-	-	-	-
合計	11	-	18	-	17	-

##### ③海外投融資残高および構成比

該当ありません。

##### ④海外投融資利回り

該当ありません。

##### ⑤商品有価証券の平均残高および売買高

該当ありません。

⑥保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比

(単位：百万円)

区分	年度	2019 年度末		2020 年度末		2021 年度末	
			構成比%		構成比%		構成比%
国債		-	-	-	-	-	-
地方債		-	-	-	-	-	-
社債		100	66.7	100	66.7	200	80.0
株式		50	33.3	50	33.3	50	20.0
外国証券		-	-	-	-	-	-
その他の証券		-	-	-	-	-	-
合計		150	100.0	150	100.0	250	100.0

⑦保有有価証券利回り

(単位：%)

区分	年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
		国債	-	-
地方債	-	-	-	
社債	0.1	0.2	0.2	
株式	-	-	-	
外国証券	-	-	-	
その他の証券	-	-	-	
合計	0.1	0.2	0.2	

⑧有価証券の種類別の残存期間別残高

2020 年度

(単位：百万円)

有価証券の種類	残存期間							合計
	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超 (期間の定め のないもの を含む)		
国債	-	-	-	-	-	-	-	
地方債	-	-	-	-	-	-	-	
社債	-	100	-	-	-	-	100	
株式	-	-	-	-	-	50	50	
外国証券	-	-	-	-	-	-	-	
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-	
合計	-	100	-	-	-	50	150	

2021 年度

(単位：百万円)

有価証券の種類	残存期間							合計
	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超 (期間の定め のないもの を含む)		
国債	-	-	-	-	-	-	-	
地方債	-	-	-	-	-	-	-	
社債	200	-	-	-	-	-	200	
株式	-	-	-	-	-	50	50	
外国証券	-	-	-	-	-	-	-	
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-	
合計	200	-	-	-	-	50	250	

⑨業種別保有株式の額

(単位：株、百万円)

区分	年度	2019年度末			2020年度末			2021年度末		
		株数	金額	構成比 %	株数	金額	構成比 %	株数	金額	構成比 %
サービス業		1,000	50	100.0	1,000	50	100.0	1,000	50	100.0
合計		1,000	50	100.0	1,000	50	100.0	1,000	50	100.0

⑩貸付金の残存期間別の残高

該当ありません。

⑪担保別貸付金残高

該当ありません。

⑫使途別の貸付金残高および構成比

該当ありません。

⑬業種別の貸付残高および貸付残高の合計に対する割合

該当ありません。

⑭規模別の貸付金残高および貸付残高の合計に対する割合

該当ありません。

⑮有形固定資産および有形固定資産合計の残高

(単位：百万円)

区分	年度	2019年度末	2020年度末	2021年度末
		土地	707	709
	営業用	-	-	-
	賃貸用	707	709	-
建物		383	438	60
	営業用	-	64	60
	賃貸用	383	374	-
建設仮勘定		-	-	-
	営業用	-	-	-
	賃貸用	-	-	-
合計		1,091	1,148	60
	営業用	-	64	60
	賃貸用	1,091	1,083	-
その他の有形固定資産		6	13	9
有形固定資産合計		1,097	1,161	69

(5) 特別勘定に関する指標等

①特別勘定資産残高

該当ありません。

②特別勘定資産

該当ありません。

③特別勘定の運用収支

該当ありません。



#### 4. 責任準備金の残高の内訳

2020 年度

(単位：百万円)

種目	内訳	普通責任 準備金	異常危険 準備金	払戻 積立金	契約者配当 準備金等	合計
火災		-	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-
傷害		22	881	-	-	904
自動車		-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-
合計		22	881	-	-	904

2021 年度

(単位：百万円)

種目	内訳	普通責任 準備金	異常危険 準備金	払戻 積立金	契約者配当 準備金等	合計
火災		-	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-
傷害		67	858	-	-	925
自動車		-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-
合計		67	858	-	-	925

#### 5. 期首時点支払備金（見積額）の当期末の状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位：百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に 係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に 係る 当期末支払備金	当期把握 見積り差額
2021 年度	64	68	10	△14
2020 年度	392	385	29	△ 22
2019 年度	521	511	32	△ 22

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。  
 2. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。  
 3. 当期把握見積り差額 = 期首支払備金 - (前期以前発生事故に係る当期支払保険金  
 + 前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

## 6. 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積額の推移表

### ①傷害

(単位：百万円)

事故発生年度		2017年度			2018年度			2019年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
+ 支払 備金	事故発生年度末	1,599			1,499			1,572		
	1年後	1,586	0.992	△13	1,559	1.040	59	1,593	1.014	21
	2年後	1,553	0.979	△32	1,552	0.996	△6	1,586	0.995	△7
	3年後	1,552	0.999	△1	1,555	1.002	3			
	4年後	1,553	1.001	1						
最終損害見積り額		1,553			1,555			1,586		
累計保険金		1,553			1,555			1,584		
支払備金		-			0			1		

事故発生年度		2020年度			2021年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動
+ 支払 備金	事故発生年度末	62			105		
	1年後	79	1.272	16			
	2年後						
	3年後						
	4年後						
最終損害見積り額		79			105		
累計保険金		79			61		
支払備金		0			43		

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。

3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。

### ②自動車

該当ありません。

### ③賠償責任

該当ありません。

# IV 保険会社の運営

## 1. お客さま本位の業務運営に関する方針

### お客さま本位の業務運営に関する方針

当社は、企業理念のもと、お客さまの最善の利益を追求し、お客さま本位の業務運営の確立と定着を推進するため、「お客さま本位の業務運営に関する方針」を定め方針および本方針に基づく取組状況を公表しています。

※本方針は、金融庁が公表する「顧客本位の業務運営に関する原則（表1参照）」および消費者庁等で構成する消費者志向経営推進組織が呼びかける「消費者志向自主宣言」に対応したものととなります。

#### 【企業理念】

当社は、リスクの補償といった従来の保険の枠を超えて、「人々をリスクから解放して幸せにする」という使命を掲げ、この理念に基づいた行動を通じて、安心して豊かな社会の発展に貢献し続け、世界の人から選ばれる会社を目指します。

ミッション (当社の使命)	人々をリスクから解放して幸せにする
ビジョン (当社の目指す方向性)	世界の人から選ばれる会社
バリュー (当社の大切にしている価値観)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 変化と挑戦 同じ志を共有する人材の集団を形成し、イノベーションに挑戦します。</li><li>・ 価値あるサービスの提供 常に最新情報を提供できる体制作りをし、適時・適切な情報を心掛けます。</li><li>・ 新たな価値の創造 常に世の中の変化に機敏に対応し、商品造成します。</li></ul>

#### 【基本方針】

当社は、企業理念のもと、お客さまの最善の利益を追求し、お客さま本位の業務運営の確立と定着を推進します。

##### 1. お客さまの利益に資する商品・サービスの提供

- (1) お客さまの声を幅広く収集し、お客さまのニーズを踏まえて安全・安心に資する商品・サービスを開発、提供します。【原則2・6に対応】
- (2) デジタルを活用し、お客さまの利便性の高い商品・サービスを提供します。【原則6に対応】
- (3) お客さまの利益を害することがないよう利益相反管理基本方針を定め、そのおそれがある取引を適切に管理するとともに、保険募集、保険金支払い等に関する法令等の遵守を確保し、誠実・公正に業務を行います。【原則3に対応】

##### 2. お客さまへの分かりやすい情報の提供

- (1) お客さまに分かりやすく情報を表示し、提供します。高齢のお客さまや障がいをお持ちのお客さまなど多様なお客さまに配慮します。【原則4・5・6に対応】
- (2) お客さまから寄せられた声や本方針の取組状況など、透明性をもって公式サイトで情報を公表します。【原則1に対応】

##### 3. お客さま本位の業務運営の定着の推進

- (1) 定期的な社員教育を実施し、社員一人ひとりに企業理念を浸透させ、高い専門性と職業倫理の向上を

図ります。【原則 2・6・7 に対応】

(2) お客さまに適切な保険募集が行えるよう代理店の教育・指導を実施します。【原則 2・6・7 に対応】

(3) 友人・知人等への推奨度合いを示す「NPS」※を指標とし、本方針の定着度合いを評価し、PDCA サイクルによりお客さま本位の業務運営の定着、向上を図ります。【原則 1・2 に対応】

※ NPS®とは、当社商品を友人や知人にお薦めする可能性を 10（お薦めする）～0 点（お薦めしない）で質問し、10～9 点を回答したお客様を推奨者、8～7 点を中立者、6～0 点を批判者として 3 つのセグメントに分類し、「推奨者の割合－批判者の割合」で算出した推奨度です。

注: NPS®は、ペイン・アンド・カンパニー、フレッド・ライクヘルド、サトメトリックス・システムズの登録商標です。

<表 1：金融庁が公表する「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」との関係>

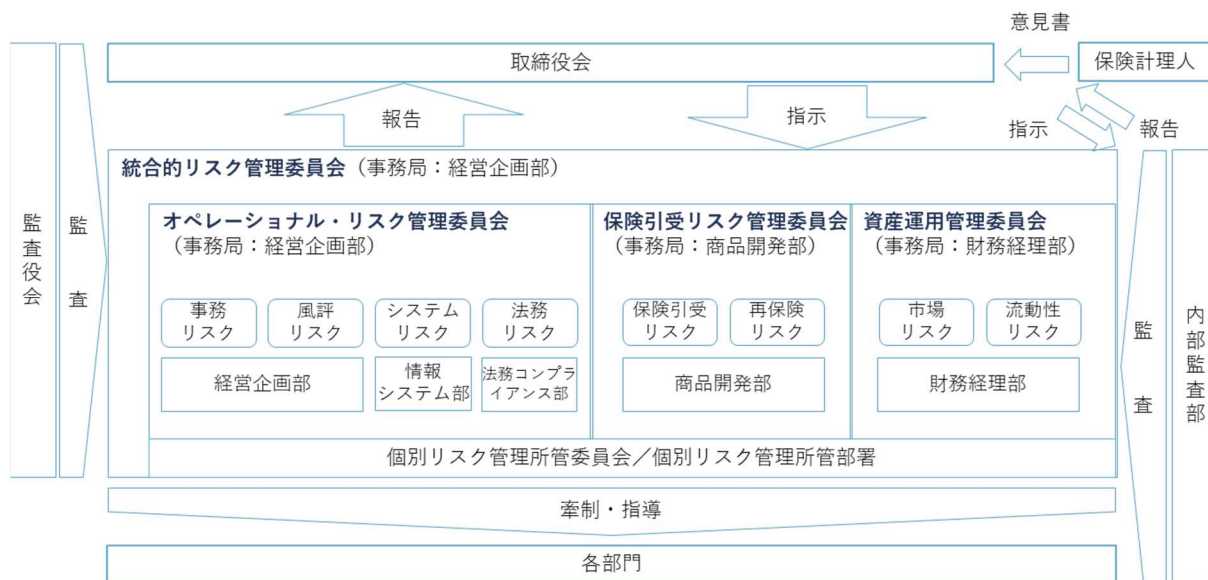
原則	対応する方針
<p><b>【顧客本位の業務運営に関する方針の策定・公表等】</b></p> <p>原則 1. 金融事業者は、顧客本位の業務運営を実現するための明確な方針を策定・公表するとともに、当該方針に係る取組状況を定期的に公表すべきである。当該方針は、より良い業務運営を実現するため、定期的に見直されるべきである。</p>	<p>2. お客さまへの分かりやすい情報の提供(2)</p> <p>3. お客さま本位の業務運営の定着の推進(3)</p>
<p><b>【顧客の最善の利益の追求】</b></p> <p>原則 2. 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。</p>	<p>1. お客さまの利益に資する商品・サービスの提供(1)</p> <p>3. お客さま本位の業務運営の定着の推進(1)・(2)・(3)</p>
<p><b>【利益相反の適切な管理】</b></p> <p>原則 3. 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。</p>	<p>1. お客さまの利益に資する商品・サービスの提供(3)</p>
<p><b>【手数料等の明確化】</b></p> <p>原則 4. 金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。</p>	<p>2. お客さまへの分かりやすい情報の提供(1)</p>
<p><b>【重要な情報の分かりやすい提供】</b></p> <p>原則 5. 金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則 4 に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。</p>	<p>2. お客さまへの分かりやすい情報の提供(1)</p>
<p><b>【顧客にふさわしいサービスの提供】</b></p> <p>原則 6. 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。</p>	<p>2. お客さまへの分かりやすい情報の提供(1)</p> <p>3. お客さま本位の業務運営の定着の推進(1)・(2)</p>
<p><b>【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】</b></p> <p>原則 7. 金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。</p>	<p>3. お客さま本位の業務運営の定着の推進(1)・(2)</p>

※投資性商品やパッケージ商品等を対象とした原則 5（注 1）・（注 2）、原則 6（注 1）・（注 2）・（注 4）は、当社は該当する取扱商品や取引形態がないことから方針の対象としておりません。

## 2. リスク管理体制

当社は、損害保険事業を取り巻く多様なリスクを適切に管理するために、個別のリスクに関わる業務を所管する各部署（リスク管理担当部門）が、リスクごとに、その所在や特性を踏まえ管理を行うほか、当社が直面するリスク全体を統合的に管理するために、統合的リスク管理委員会を設置し、各リスク管理担当部門からの情報を組織横断的に把握・評価したうえで、総合的に対応する体制を整えています。

これらのリスク管理体制は、各リスク管理規程などの社内規程に基づき運営されています。



### (1) オペレーショナル・リスク管理

#### ①事務リスク

事務リスクとは、当社の役職員または代理店が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

事務リスクに対応するために、当社は、的確な事務処理の遂行に必要な社内規程・マニュアル等を整備するとともに、社員・代理店に対する教育を通じて事務取扱に関するルールを周知徹底していくこととしています。

#### ②システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムの停止または誤作動等の不備が生じることや、コンピュータシステムが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。

当社は、バックアップセンターの設置により、万一コンピュータシステムに不具合が生じた場合や災害が発生した場合の影響を最小限に抑えるとともに、セキュリティポリシー、セキュリティスタンダード等を整備し、コンピュータシステムに対するセキュリティ対策を実施しています。

### (2) 保険引受リスク管理

#### ①保険引受リスク

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が、保険料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスクをいいます。

当社は、引受基準に基づき保険契約を引き受けることや、損害率が予測していた水準内にあるか等について定期的に検証すること、さらに再保険契約により危険を分散することなどにより保険引受リスクを管理しています。

## ②再保険に関するリスク

当社は、主として集中リスクに起因する異常損害の影響から経営の安定を確保するために、保有金額に限度額を設定し、その限度額を超える保険金支払責任について出再（再保険に出すこと）を行っています。

再保険カバーは、主としてロイズを始め欧州の再保険者から入手していますが、再保険者の選定にあたっては、外部格付機関の評価等により財務内容等出再先の健全性を確認し、万一の場合再保険金の回収に支障をきたすことのないようにしています。

また、当社は、原則として受再（再保険を引き受けること）を行わないこととしています。

## （3）資産運用リスク管理

### ①市場リスク

市場リスクとは、市場の相場変動に伴い当社が保有する資産の価値が減少することや、負債の特性に応じた資産管理を行えず不利な条件で流動性を確保せざるを得なくなることにより損失を被るリスクをいいます。

当社は、資産運用規程に基づき、市場の変動による価値減少リスクを極力排除しています。また、取扱商品は主として海外旅行保険であるため、多額の満期返戻金等を支払う必要がありません。したがって、現状では当社の市場リスクは極めて限定的ですが、資産の自己査定や資産運用状況の検証を定期的に行うとともに、市場動向の把握等を継続的に行うこととしています。

市場リスクの管理については、今後資産の規模の拡大や特性の多様化に応じて、随時見直しを行っていく予定です。

### ②流動性リスク

流動性リスクとは、大規模災害の発生に伴う巨額の保険金支払や多額の解約返戻金支払等により資金繰りが悪化し、不利な条件で流動性を確保せざるを得なくなることや、市場の混乱等のために通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

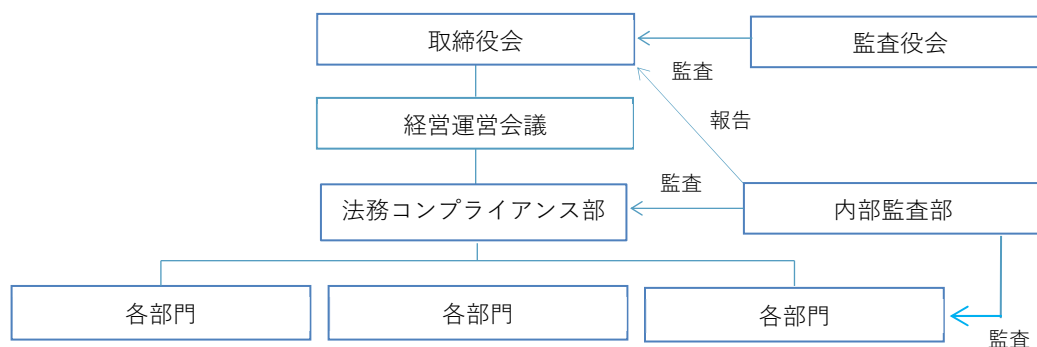
当社は、資金繰りの日常管理のほか、当社が出再する再保険者の財務内容の管理を主体として、流動性リスクを管理しています。

### 3. 法令等遵守の体制

当社は、損害保険会社の公共性を踏まえ、法令や業務上の諸規則等を遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることがお客さまからの信頼を確立するために重要であると認識し、法令等遵守（コンプライアンス）を経営の基本的かつ最重要の課題と位置づけ、コンプライアンスに関する基本事項を定めたコンプライアンス基本方針を策定し、これを具体化したコンプライアンス規程、および当社が目指す方向と役職員の判断基準を示した倫理行動規範を定めています。

法令等遵守（コンプライアンス）体制を実現するための具体的な取組みにあたっては、コンプライアンスに関する統括部門として法務コンプライアンス部を設置し、法務コンプライアンス部がコンプライアンスに関する各種施策の立案、推進等の役割を担っています。各部門におけるコンプライアンス施策は、それぞれの部門長が責任者となって、部門のコンプライアンス施策を立案、推進する体制を敷き、必要に応じて、法務コンプライアンス部が支援することにより全社的なコンプライアンス体制を構築しています。

取締役会は、コンプライアンス推進の実行プランである「コンプライアンス・プログラム」を毎年策定させ、各部門は、この「コンプライアンス・プログラム」に従いコンプライアンス態勢の構築を進めています。また、経営運営会議をコンプライアンス態勢の構築と確保を主導する役割を負う機関として位置づけ、各種コンプライアンス課題の決議および施策等の推進を行っています。



#### 法令等遵守（コンプライアンス）基本方針

1. 当社は、法令等遵守態勢の整備・確立が保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するための最重要課題の一つであり、そのため、経営陣には法令等遵守態勢の整備・確立のための基本方針を策定し組織体制の整備を行う等、業務全般にわたり態勢の整備・確立を自ら率先して行う役割と責任があることを明確にするため、本方針を定めます。
2. 損害保険会社として、常に高い公共性と社会的責任を求められていることを強く認識し、法令等遵守（コンプライアンス）を前提とした自律の責任による公正かつ公平な業務運営を通じて社会の期待と信頼に応えてまいります。
3. 法令等遵守（コンプライアンス）を広義に捉え、法令・企業倫理・社会規範を包含したコンプライアンスを基礎に適正な企業活動を行ってまいります。
4. 顧客の保護の観点から、法令等遵守（コンプライアンス）を基礎に据え、顧客ニーズに沿った質の高い商品・サービスの提供を行ってまいります。
5. 顧客・株主・取引先・職員その他地域とのコミュニケーションを拡げ、企業情報の適正かつ積極的な開示に努めてまいります。
6. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは決して関わりを持たず、また、これらから圧力を受けた場合は断固とした対応をとってまいります。



## 4. 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性

当社において取り扱う保険契約は、保険業法第3条第5項第2号に掲げる保険に係る保険契約には該当するものの、保険期間が1年以下のため、負債十分性テスト、ストレステストは行っておりません。ただし、責任準備金については、適正に積み立てられていることを確認しています。

## 5. 社外・社内の監査・検査体制

### (1) 社外の監査・検査

当社は、会計監査人に EY 新日本有限責任監査法人を選任しており、同法人は当社に会計監査を実施しています。また、保険業法に基づいて、金融庁および財務省財務局が実施する検査を受けることになっております。

### (2) 社内の監査

当社は、監査役および監査役会が取締役の職務の執行、会社全般の業務運営、内部統制システムの整備および会計監査人による監査の適正性について監査にあたっています。また、これら法定の監査体制に加え、社長直轄の組織である内部監査部門を設け、当社の経営諸活動に関する内部管理態勢等の適切性、有効性について検証しています。





## 7. 内部統制システムの構築に関する基本方針

### 内部統制システム構築に関する基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、適切な内部統制システムを構築することが、取締役会の重要な責務であることを確認し、取締役会において下記のとおり「内部統制システム構築に関する基本方針」を決議します。

#### 1. 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、「法令等遵守基本方針」および「倫理行動規範」をはじめとするコンプライアンスに関する規程の整備を推進するとともにコンプライアンス体制の構築と確保に積極的に取り組みます。
- (2) コンプライアンス統括部門の設置などの組織体制を整備し、コンプライアンス推進の役割と責任を明確にします。
- (3) コンプライアンス・プログラム（実践計画）に従った全社コンプライアンス推進のための施策を実行します。
- (4) 内部監査体制の重要性に鑑みその充実化を図り、コンプライアンスの適合性を検証し、その結果を取締役会へ報告します。
- (5) 不祥事件等の発生について社内の報告、調査等の制度を整備し、その対処、是正、届出、再発防止を適切に行います。
- (6) 「利益相反管理基本方針」および「利益相反管理基本規程」を整備し、利益相反等の顧客の利益が不当に害されるおそれがある取引を適切に管理します。
- (7) 「反社会的勢力に対する基本方針」および「反社会的勢力に対する対応基本規程」を策定し、反社会的勢力との関係遮断、反社会的勢力に対応する態勢を整備します。
- (8) 違法行為等の早期発見および未然防止を図るために内部通報制度（コンプライアンス・ヘルプライン）を設けます。

#### 2. 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書等をはじめとする情報管理に関する規程を定め、重要な会議の議事録等取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理について適切に行います。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

- (1) 当社の業務執行において経営に重大な影響をおよぼすおそれのある保険引受リスク、資産運用リスク、オペレーショナル・リスク等のリスクを統合的に管理するため「統合的リスク管理方針」および「統合的リスク管理規程」等の整備を行います。
- (2) リスク管理体制を確保するために統合的リスク管理委員会を設置し、当社が抱えるリスク状況の把握とその評価、制御等の全社的リスク管理を行い、その実施状況を取締役会に報告します。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、組織に関する規程において「組織規程」「職務権限規程」「職務分掌規程」等の社内規程を定め、職務の執行を効率的に行うために適切な体制を整備、確保します。
- (2) 執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能および監督機能を強化し、その業務執行責任の明確化を図ります。
- (3) 執行役員等で構成する経営運営会議を設置し、各部門の重要な執行案件等について、協議を行いまたは報告を受けます。
- (4) 取締役会を原則月1回開催し、十分な情報をもとに経営論議を深め、所管事項について適切な審議を経て決定を行いまたは報告を受けます。

## 5. 取締役、執行役員および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役、執行役員および使用人から直接監査役へ経営上大きな影響がおよぶおそれのある事実、不正行為、および法令や定款に違反する行為等があった場合は、速やかに報告します。
- (2) 子会社の役員および使用人が、当社の経営上大きな影響がおよぶおそれのある事実、不正行為、および法令や定款に違反する行為等を発見したときに、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告を行う体制を整備します。
- (3) 当社および子会社において、監査役に(1)または(2)の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱を受けることがないように、必要な体制を整備します。
- (4) 取締役、執行役員および使用人は、内部通報制度を利用して受理した事項ならびに法令および定款に定められた事項のほか、監査役から求められた事項について速やかに監査役に報告します。

## 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役が職務を補助すべき使用人を求めた場合には、その組織・要員を確保します。

## 7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 当社は、監査役が職務を補助すべき使用人を求めた場合は、他の取締役等からの指揮命令を受けずに監査役および監査役会の直属の使用人を配置します。
- (2) 当社は、当該使用人の人事考課、および懲戒処分は、監査役の同意を得たうえで行います。

## 8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会、経営運営会議、各リスク管理委員会等、社内重要会議等への出席を通して、取締役、執行役員および使用人との意見交換の場を確保します。
- (2) 監査役は、随時稟議書、内部監査報告書等必要と認める社内文書等を閲覧します。
- (3) 当社は、内部監査部門等からの監査の結果を定期的に監査役に報告させるとともに、内部監査結果について監査役との間で協議および意見交換を行い緊密な連携を図ります。
- (4) 当社は、監査役の職務執行に係る費用等について、当社が監査役の職務の執行に必要なではないことを証明したときを除き、これを支払うものとします。

## 9. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、「子会社管理規程」を策定し、子会社担当執行役員、担当部署を設置し、子会社からの子会社の業務執行および事業状況を報告させる体制を整備します。
- (2) 当社内部監査部門は、子会社の内部統制システムが有効に機能しているかについて個別に検証を行い、必要と認められる場合には助言・勧告を行います。
- (3) 当社は、「グループ内取引に係る基本方針」および「グループ内取引管理規程」を策定し、当社および子会社がグループ経営に重大な影響を与える可能性のあるグループ内取引等を開始する場合は、事前にそれらの取引等の適切性・適法性を当該子会社と審議・検討のうえ、取締役会において決議または報告を行います。

## 8. プライバシーポリシー（個人情報保護宣言）

当社は、常にお客さまからご信頼いただける保険会社を目指し、お客さまの個人情報の取扱いに関する方針を「プライバシーポリシー（個人情報保護宣言）」として定め、お客さまからお預かりした大切な情報を適切に管理し、お客さまのプライバシーの保護に努めています。

### プライバシーポリシー（個人情報保護宣言）

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、「個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます。）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」といいます。）」その他の法令ガイドラインおよび一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱います。また、金融庁および一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な安全管理措置を講じます。

当社は、個人情報の取扱いが適正に行われるように従業員への教育・指導を徹底し、適正な取扱いが行われるよう取り組んでまいります。また、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直しを行い、改善いたします。

\*このプライバシーポリシーにおける「個人情報」および「個人データ」とは、個人番号および特定個人情報を除くものをいいます。

#### 1. 当社の名称・住所・代表者の氏名

エイチ・エス損害保険株式会社

〒104-0053 東京都中央区晴海 4-7-4 CROSS DOCK HARUMI 5F-A

代表取締役社長 楠原成基

#### 2. 個人情報の取得・利用

(1)当社は、業務上必要な範囲内で、適法、かつ公正な手段により個人情報を取得・利用します。

(2)当社は、保険契約申込書、保険金請求書、その他関係書類、当社ウェブサイト上にお客さまが入力した情報、アンケート、お客さまから送付されたメール等、または事故連絡、各種お問い合わせ、ご相談等から個人情報を取得します。また、お客さまとの通話に際して、内容を正確に記録するため、通話内容を録音させていただくことがあります。

#### 3. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、次の各号の目的および下記7、8、9に掲げる目的（以下、「利用目的」といいます）に必要な範囲を超えて利用しません。また、利用目的は、お客さまにとって明確になるよう具体的に定め、ホームページ等により公表します。また、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努めます。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

(1)当社が取り扱う商品の販売・サービスのご案内・提供（契約の引受審査、維持・管理、保険については日本国内および海外で行う損害調査業務およびサービスのご案内・提供を含みます）を行うため。

(2)当社のグループ会社・提携先企業の商品・サービスに関する情報の案内のため。

(3)他の事業者から個人情報（個人データ）の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため。

(4)各種イベント・キャンペーン等のご案内、各種情報の提供のため。

(5)再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求のため（海外の再保険会社との取引を含みます）。

(6)市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による新たな商品・サービスの開発・研究のため。

(7)当社または当社代理店が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施のため。

(8)お問合せ・依頼等への対応のため。

(9)当社の代理店委託・管理、職員の採用・雇用管理等に関する業務のため。

(10)当社が取得したお客様の属性情報・行動履歴等を当社取扱商品・サービスの改善、新規開発、広告配信等に活用するため。※1 ※2

※1 ウェブサイトの提供者が訪問者の情報をコンピュータやアプリケーションソフト上で記録管理する技術を「クッキー (cookie)」といい、当社のウェブサイトではお客様へ最適なサイトやコンテンツを提供するための閲覧状況の統計的な把握、サービスの提供・向上等の事業活動、および広告配信等を目的としてクッキー (cookie) を使用します。

※2 当社以外の第三者から取得したお客様の属性情報・行動履歴等を当社が既に保有しているお客様の個人情報と紐づけて上記に掲げる利用目的の範囲内で利用する場合があります (この場合には、お客様からあらかじめ同意を取得します)。

(11)その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため。

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第18条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

#### 4. 個人データの第三者への提供および第三者からの取得

(1)当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ・法令に基づく場合
- ・当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合 (海外にある委託先を含みます) ※1
- ・再保険手続きを行う場合 (海外にある再保険会社との取引を含みます) ※2

※1 海外にある委託先に個人データを提供する場合については、下記「17. 海外における個人情報の取扱いの委託」をご覧ください。

※2 再保険は保険引受リスクの分散等の観点から行うものであり、保険引受および個人データの提供について、ご本人の同意をいただく時点においては、最終的にどの再保険会社に再保険するか確定していないため、当該再保険会社等が講じる個人データの安全管理措置や、移転先の国名が特定できません。ただし、当社が再保険する海外再保険会社等の所在国は以下の一覧の範囲内です。

##### 再保険会社等の所在国一覧

EU 域内、英国、シンガポール共和国

##### 当該国の個人情報保護制度等

個人情報保護委員会が公表している外国における個人情報の保護に関する制度等の調査をご確認ください (以下リンク先の「外国における個人情報の保護に関する制度等の調査」)。

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/#gaikoku>

- ・当社のグループ会社・提携先企業との間で共同利用を行う場合 (下記「7. グループ会社・提携先企業との共同利用」をご覧ください)
- ・損害保険会社等の間で共同利用を行う場合 (下記「8. 情報交換制度等」をご覧ください)

(2)当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項 (いつ、どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等) について記録し、個人データを第三者から取得する場合 (個人関連情報を個人データとして取得する場合を含みます) には当該取得に関する事項 (いつ、どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等) について確認・記録します。

#### 5. 個人関連情報の第三者への提供

(1)当社は、法令で定める場合を除き、第三者がクッキー (cookie) 等の個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるときは、当該第三者が個人関連情報のご本人から同意を得ていることを確認せずに、個人関連情報を提供しません。

(2)当社は、法令で定める場合を除き、前号の確認に基づき個人関連情報を第三者に提供した場合には、当該



提供に関する事項（いつ、どのような提供先に、どのような個人関連情報を提供したか、どのように第三者がご本人の同意を得たか等）について確認・記録します。

## 6. 個人データの取扱いの委託

- (1)当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
- (2)当社では、例えば次のような場合に、個人データの取扱いを委託しています（エについては、下記「11. 特定個人情報の取扱い」の個人番号および特定個人情報を含みます）。
- ア 保険契約の募集に関わる業務
  - イ 損害調査に関わる業務（海外における業務を含みます）
  - ウ 情報システムの保守・運用に関わる業務
  - エ 個人番号関係事務に関わる業務

## 7. グループ会社・提携先企業との共同利用

当社および当社のグループ会社・提携先企業は、その取り扱う商品・サービスを案内または提供するために、各社間で次の条件のもと、個人データを共同利用することがあります。

- (1)個人データの項目  
住所、氏名、電話番号・電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された、またはウェブサイト上に入力された情報、クッキー（cookie）情報、その他サービス利用実績
- (2)管理責任者  
当社（当社の住所および代表者については上記「1. 当社の名称・住所・代表者の氏名」をご覧ください）
- (3)共同利用を行うグループ会社・提携先企業  
下記「19. 会社一覧」をご覧ください。

## 8. 情報交換制度等

- (1)損保業界の情報交換制度について  
当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページまたは損害保険料率算出機構のホームページをご覧ください。  
ホームページアドレス  
一般社団法人日本損害保険協会：<https://www.sonpo.or.jp/>  
損害保険料率算出機構：<https://www.giroj.or.jp/>
- (2)代理店等情報の確認業務について  
当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用しています。また、損害保険代理店への委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用しています。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
ホームページアドレス：<https://www.sonpo.or.jp/>

## 9. 信用情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の9に基づき、信用情報に関する機関（ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集および当社に対する当該情報の提供を行うものをいいます）から提供を受けた情報であって、ご本人の借入金返済能力に関するものを、ご本人の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

## 10. センシティブ情報の取扱い

当社は、要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する個人情報（本人、国の機関、地方公共団体、個人情報保護法第57条第1項各号もしくは施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、または、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除きます。以下「センシティブ情報」といいます）を、個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

## 11. 特定個人情報の取扱い

当社は、個人番号および特定個人情報を法令で限定的に明記された目的以外のために取得・利用しません。

法令で限定的に明記された場合を除き、個人番号および特定個人情報を第三者に提供しません。また、上記7、8の共同利用も行いません。

個人番号および特定個人情報の取扱いについては、このほか、6、13、14、15、16をご覧ください。

## 12. ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容に関するご照会については、取扱代理店もしくは営業店、または下記の「18. お問い合わせ窓口」まで、また、事故に関するご照会については、「保険金支払に関するお問い合わせ」先、または下記の「18. お問い合わせ窓口」まで、お問い合わせください。ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

## 13. 個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号、特定個人情報および第三者提供記録に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号、特定個人情報および第三者提供記録に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、下記の「18. お問い合わせ窓口」までお問い合わせください。

当社は、ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、回答いたします。開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただくことがあります。

当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

## 14. 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取り扱う個人データ、個人番号および特定個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データ、個人番号および特定個人情報の安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。安全管理措置については別途「個人情報保護規程」等の社内規程において具体的に定めており、主な内容は次のとおりです。

### (1)基本方針の策定

個人データ等の適正な取扱いを行うため、「関係法令等の遵守」、「質問および苦情処理の窓口」等についてプライバシーポリシーを策定しています。

### (2)個人データ等の取扱いに係る規律の整備

取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者およびその任務等について「個人情報保護規程」等の社内規程を策定しています。

### (3)組織的安全管理措置

- 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う従業者および当該従業者が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法や取扱規程に違反している事実を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しています。
- 個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実

施しています。

#### (4)人的安全管理措置

- ・個人データの取扱いに関する留意事項について、役職員に定期的な研修を実施しています。
- ・個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載しています。

#### (5)物理的安全管理措置

- ・事業所内への役職員の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。
- ・個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。

#### (6)技術的安全管理措置

- ・アクセス制御を実施して、担当者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。
- ・個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

#### (7)委託先の監督

個人データの取扱いを委託する場合には、個人データを適正に取り扱っている者を選定し、委託先における安全管理措置の実施を確保するため、外部委託に係る取扱規程を整備し、定期的に見直しています。安全管理措置に関するご質問については、下記「18. お問い合わせ窓口」までお問い合わせください。

### 15. 匿名加工情報の取扱い

#### (1)匿名加工情報の作成

当社は、匿名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ・法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ・法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
- ・作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
- ・作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

#### (2)匿名加工情報の提供

当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

### 16. 仮名加工情報の作成・利用について

#### (1)仮名加工情報の作成

当社は、仮名加工情報（法令に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報）を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ・法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ・法令で定める基準に従って、仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除した記述・個人識別符号や具体的に選択された加工方法に関する情報（削除情報等）の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
- ・当社において仮名加工情報を作成するときは、その利用目的を公表し、その目的の範囲で利用するものとし、利用の必要なくなった場合は遅滞なくこれを消去します。
- ・当社において仮名加工情報を作成・利用する場合には、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために当該仮名加工情報を他の情報と照合しません。



## 17. 海外における個人情報の取扱いの委託

当社は、個人データの取扱いを海外にある外部に委託するにあたっては、以下の安全管理措置を講じるとともに、個人情報保護法で求められる、委託先における個人データの安全管理措置に相当する措置（以下、相当措置といいます）を義務付けた委託契約を委託先との間で締結します。

(1)以下の項目について年に1回、定期的に書面等により確認を行います。

ア 移転先の第三者による相当措置の実施状況

イ 移転先の第三者の所在する外国における相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無

(2)相当措置の実施に支障が生じた際には、是正を求め、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、当該個人データの提供を停止します。

(3)委託契約では、委託契約の範囲内で個人データを取り扱う旨、必要かつ適切な安全管理措置を講じる旨、従業者に対する必要かつ適切な監督を行う旨、再委託が必要な場合の事前承諾、個人データの第三者提供の禁止等を定めます。

## 18. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報、個人番号、特定個人情報、匿名加工情報および仮名加工情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応します。

当社からのEメール、ダイレクトメール等による新商品・サービスの案内について、ご希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。ご本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止など、自主的に利用停止等に応じます。ただし、保険契約の維持・管理、保険金のお支払等に関する連絡は対象とはなりません。

当社の個人情報、個人番号、特定個人情報、匿名加工情報および仮名加工情報の取扱いや、保有個人情報、個人番号、特定個人情報、匿名加工情報および仮名加工情報に関するご照会・ご相談、安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

エイチ・エス損害保険株式会社 カスタマーセンター

所在地 〒104-0053 東京都中央区晴海 4-7-4 CROSS DOCK HARUMI 5F-A

電話 0570-200543

受付時間：午前9時～午後5時（年末年始を除く）

ホームページアドレス：<https://www.hs-sonpo.co.jp/>

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報、個人番号、特定個人情報、匿名加工情報および仮名加工情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京）

所在地 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 2-105 ワテラスアネックス 7階

電話 03-3255-1470

受付時間：午前9時～午後5時（土日祝祭日および年末年始を除く）

ホームページアドレス：<https://www.sonpo.or.jp/>

## 19. 会社一覧（2022年4月1日現在）

「7. グループ会社・提携先企業との共同利用」における当社グループ会社は次のとおりです。

株式会社エイチ・アイ・エス、株式会社クオリタ、株式会社エイチ・アイ・エス沖縄、株式会社ナンバーワントラベル渋谷、株式会社クルーズプラネット、株式会社欧州エクスプレス、株式会社アクティビティジャパン、株式会社ツアー・ウェーブ、株式会社ジャパンホリデートラベル、エイチ・テイ・ビイ観光株式会社、九州産交グループ、株式会社エージーティ、株式会社ラグーナテンボス、H.I.S.ホテルホールディングス株式会社、HTB エナジー株式会社、H.I.S. SUPER 電力株式会社、HIS エネルギーホールディングス、変な商社株式会社、H.I.S.Mobile 株式会社、H.I.S.不動産株式会社、株式会社地域創生 LAB

## 9. 反社会的勢力の排除のための基本方針

### 反社会的勢力に対する基本方針

当社は、次のとおり反社会的勢力に対する基本方針を定め、反社会的勢力との関係を遮断し排除するとともに、役職員一同がこれを遵守することにより、当社に対する公共の信頼を維持し、当社の業務の適切性と安全性の確保に努めます。

#### 1. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは、取引関係を含め一切の関係を遮断します。

#### 2. 組織としての対応

反社会的勢力に対しては、経営陣以下組織全体で対応するとともに、これに対応する役職員の安全を確保します。

#### 3. 外部専門機関との連携

反社会的勢力に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携をはかります。

#### 4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、これを毅然と拒絶するとともに、民事および刑事の両面からの法的対抗手段を講じます。

#### 5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力に対しては、いかなる理由があっても裏取引や資金の提供などは絶対に行いません。

## 10. 利益相反管理の基本方針

### 利益相反管理基本方針

エイチ・エス損害保険株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社または当社のグループ金融機関等（以下総称して「当社グループ」といいます。）が行う保険関連業務に係る取引において、お客様の利益が不当に害されることがないように、法令等の定めに従い以下の通り利益相反管理基本方針を定め、適正な業務遂行に努めます。

#### 1. 対象取引およびその特定

利益相反とは、当社グループとお客様の間または当社グループのお客様相互の間で利益が相反する状況をいいます。

本方針が対象とする「利益相反のおそれのある取引」とは、当社グループが行う保険関連業務に係る取引のうち、利益相反を生ずることにより、お客様の利益を不当に害するおそれがある取引をいいます。

対象取引に該当するか否かについては、当社グループ内各社の個別状況を考慮し、かつ当該取引の個別事情等を総合的に検討し、決定します。

#### 2. 利益相反の管理方法

当社は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合は、次に掲げる方法やその他方法等により、当該お客様の保護を適正に確保すべく対象取引を管理します。

- ・ 対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法
- ・ 対象取引または当該お客様との取引の条件または方法を変更する方法
- ・ 対象取引または当該お客様との取引を中止する方法
- ・ 対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示し同意を取得する方法

### **3. 利益相反管理体制の整備**

当社は、営業部門から独立した利益相反管理統括部署および利益相反管理統括者を設置し、利益相反のおそれのある取引の管理に必要な情報の収集を行う等、利益相反取引を一元的に適切に管理し、同時に当社の役職員に対して本方針の周知徹底をはかります。

また、利益相反管理態勢の整備状況等の検証については、内部監査部門が定期的に監査を実施します。

### **4. 利益相反管理の対象とする会社の範囲**

当社のほか、以下に該当する当社グループの金融機関等を管理の対象とします。

- ・ 当社の親金融機関等（現在ありません）
- ・ 当社の子金融機関等（現在ありません）

(注) 保険業法第 100 条の 2 の 2 をご参照ください。

# V 財産の状況

## 1. 計算書類

### (1) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	2020年度	2021年度	科目	2020年度	2021年度
<b>(資産の部)</b>			<b>(負債の部)</b>		
現金及び預貯金	1,428	1,946	保険契約準備金	962	985
有価証券	150	250	支払備金	58	59
社債	100	200	責任準備金	904	925
株式	50	50	その他負債	87	110
有形固定資産	1,161	69	代理店借	27	-
土地	709	-	再保険借	0	0
建物	438	60	未払法人税等	2	3
その他の有形固定資産	13	9	預り金	13	2
無形固定資産	90	243	未払金	21	37
ソフトウェア	89	76	前受収益	0	-
ソフトウェア仮勘定	-	167	仮受金	20	66
その他の無形固定資産	0	0	賞与引当金	6	6
その他資産	291	121	価格変動準備金	1	1
代理店貸	-	17	<b>負債の部合計</b>	<b>1,057</b>	<b>1,103</b>
再保険貸	26	1	<b>(純資産の部)</b>		
未収金	15	27	資本金	1,612	1,612
未収収益	0	0	利益剰余金	931	△83
預託金	68	27	利益準備金	23	23
仮払金	9	15	繰越利益剰余金	907	△107
未収還付法人税等	139	-	株主資本合計	2,543	1,528
前払費用	30	29	<b>純資産の部合計</b>	<b>2,543</b>	<b>1,528</b>
繰延税金資産	479	-	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>3,601</b>	<b>2,631</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>3,601</b>	<b>2,631</b>			

〔貸借対照表の注記〕

1. 有価証券の評価基準および評価方法は、次のとおりとしています。
  - ① 満期保有目的の債券・・・移動平均法による償却原価法（定額法）
  - ② 子会社株式・・・移動平均法に基づく原価法
2. 有形固定資産の減価償却の方法は、次のとおりとしています。
  - ① 建物および建物付属設備・・・定額法
  - ② 上記以外の有形固定資産・・・定率法

なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っています。
3. 無形固定資産の減価償却の方法は、次のとおりとしています。
  - ① ソフトウェア・・・利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。
4. 外貨建資産等の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠しています。
5. 貸倒引当金は債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき計上しています。また、すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、各資産を所轄する部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した内部監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて引当を行っています。
6. 賞与引当金は役員および従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しています。
7. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しています。
8. 保険契約に関する会計処理  
保険料、支払備金および責任準備金等の保険契約に関する会計処理については、保険業法等の法令等の定めによっております。
9. 消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。
10. 会計方針の変更  
「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、これによる財務諸表への影響はありません。
11. 会計上の見積りに関する事項
  - ① 繰延税金資産の回収可能性
    - (1) 当事業年度の計算書類に計上しておりません。
    - (2) その他の情報
      - a. 算出方法  
繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金のうち未使用のものおよび将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲で認識しております。しかしながら、主力である海外旅行傷害保険について新型コロナウイルス拡大の影響を受け、前事業年度および当事業年度で税務上の欠損金が生じており、一方で足元での回復傾向がみられ、後述の回復期待があるものの、当事業年度末においては、「企業会計基準適用指針第26号 繰延税金資産回収可能性に関する適用指針」に準じて、繰延税金資産は回収可能性はなしと判断し、繰延税金資産を取り崩しております。
      - b. 主要な仮定および翌事業年度の計算書類に与える影響等  
新型コロナウイルス終息の見通しは依然として不透明な状況ですが、2022年度になり海外旅行需要は、ハワイをはじめ日本帰国時の行動制限や各国の入国制限の緩和が進んでおり、今後の回復が期待されます。  
繰延税金資産の回収可能性については、新型コロナウイルス感染の影響が収まる等により、将来十分な課税所得が確保できると判断された場合は、回収が見込まれる金額を繰延税金資産として計上する可能性があります。

12. 金融商品の状況に関する事項は、次のとおりです。

① 資産運用方針

安全性の確保および流動性を保ちつつ、許容されるリスク量の範囲内でリスクをとった運用を行うことにより運用収益を最大限確保し、中長期的に純資産価値の拡大を図り、これを蓄積することによって担保力を充実することを基本方針としております。

② 運用資産の内容およびそのリスク

資産運用方針に基づき、具体的には預貯金、有価証券、により資産運用を行っております。有価証券は満期保有を目的として社債に投資しております。

有価証券は主なリスクとして、市場リスクおよび信用リスクにさらされております。また、再保険貸および未収金については信用リスクにさらされております。

③ リスク管理体制

資産運用関連リスク管理規程に従い、市場リスクについては、ポートフォリオの状況その他一定の事項を定期的に測定することにより管理しております。信用リスクについては、保有する有価証券の信用格付を確認し定期的に把握することにより管理しております。また、預貯金、再保険貸および未収金の信用リスクについては、自己査定により格付確認等を行い、リスクを確認しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

13. 主な金融商品にかかる貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等については、次表には含めておりません。また、現金及び預貯金、再保険貸および未収金は、主に短期間で決済される予定であり、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券	200	200	0
満期保有目的債券	200	200	0

(注1) 保有目的ごとの有価証券等に関する事項は、次のとおりです。

満期保有目的債券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	100	100	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	100	99	0

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金及び預貯金	1,946	-	-	-	-	-
有価証券 満期保有目的の債券	200	-	-	-	-	-
再保険貸	1	-	-	-	-	-
未収金	27	-	-	-	-	-
合計	2,176	-	-	-	-	-

14. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：同一の資産の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産の内訳は下記のとおりです。

なお、有価証券については、公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合はレベル2に分類しています。

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	-	200	-	200
合計	-	200	-	200

15. 有形固定資産の減価償却累計額は、34百万円です。

16. 関係会社に対する金銭債務の総額は15百万円です。

17. 繰延税金資産の総額は629百万円であり、繰延税金負債の総額は0百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は629百万円であります。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は繰越欠損金383百万円、異常危険準備金240百万円であります。また、当期における法定実効税率は28.0%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、評価性引当額の増加△118.0%であります。

18. 子会社等の株式は50百万円です。

19. 支払備金の内訳は、次のとおりです。

支払備金（出再支払備金控除前）	65百万円
同上に係る出再支払備金	5百万円
差 引	59百万円

20. 責任準備金の内訳は、次のとおりです。

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	67百万円
同上に係る出再責任準備金	0百万円
差 引（イ）	67百万円
その他の責任準備金（ロ）	858百万円
計（イ+ロ）	925百万円

21. 1株当たりの純資産額は47,394円85銭です。

22. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

## (2) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	2020 年度	2021 年度
<b>経常収益</b>	<b>1,526</b>	<b>260</b>
<b>保険引受収益</b>	<b>1,386</b>	<b>183</b>
正味収入保険料	26	183
支払備金戻入額	255	-
責任準備金戻入額	1,104	-
為替差益	0	0
<b>資産運用収益</b>	<b>20</b>	<b>19</b>
利息及び配当金収入	18	17
金融派生商品収益	0	-
為替差益	1	1
<b>その他経常収益</b>	<b>120</b>	<b>57</b>
<b>経常費用</b>	<b>1,352</b>	<b>924</b>
<b>保険引受費用</b>	<b>588</b>	<b>345</b>
正味支払保険金	328	115
損害調査費	239	148
諸手数料及び集金費	20	57
支払備金繰入額	-	1
責任準備金繰入額	-	21
<b>営業費及び一般管理費</b>	<b>763</b>	<b>578</b>
<b>その他経常費用</b>	<b>0</b>	<b>-</b>
<b>経常利益 (△は経常損失)</b>	<b>173</b>	<b>△663</b>
<b>特別利益</b>	<b>1</b>	<b>132</b>
固定資産処分益	-	131
その他の特別利益	1	0
<b>特別損失</b>	<b>1</b>	<b>2</b>
固定資産処分損	1	2
価格変動準備金繰入額	0	0
<b>税引前当期純利益 (△は税引前当期純損失)</b>	<b>173</b>	<b>△533</b>
法人税及び住民税	2	2
法人税等調整額	48	479
<b>法人税等合計</b>	<b>50</b>	<b>482</b>
<b>当期純利益 (△は当期純損失)</b>	<b>122</b>	<b>△1,015</b>



## 〔損益計算書の注記〕

1. 関係会社との取引による収益総額は 25 百万円、費用総額は 82 百万円です。
2. 正味収入保険料の内訳は、次のとおりです。

収入保険料	214 百万円
支払再保険料	31 百万円
<hr/>	
差引	183 百万円
3. 正味支払保険金の内訳は、次のとおりです。

支払保険金	129 百万円
回収再保険金	13 百万円
<hr/>	
差引	115 百万円
4. 諸手数料及び集金費の内訳は、次のとおりです。

支払諸手数料及び集金費	60 百万円
出再保険手数料	2 百万円
<hr/>	
差引	57 百万円
5. 支払備金繰入額（△は支払備金戻入額）の内訳は、次のとおりです。

支払備金繰入額（出再支払備金控除前）	△5 百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	△6 百万円
<hr/>	
差引	1 百万円
6. 責任準備金繰入額（△は責任準備金戻入額）の内訳は、次のとおりです。

普通責任準備金繰入額（出再責任準備金控除前）	42 百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	△1 百万円
<hr/>	
差引	44 百万円
その他の責任準備金繰入額	△22 百万円
<hr/>	
責任準備金繰入額	21 百万円
7. 利息及び配当金収入の内訳は、次のとおりです。

預貯金利息	0 百万円
債券利息	0 百万円
不動産収益	17 百万円
<hr/>	
計	17 百万円
8. 当期における法定実効税率は 28.00%です。
9. 1 株あたりの当期純損失は 31,505 円 23 銭です。
10. 関連当事者との取引は、次のとおりです。

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	株式会社 エイチ・ アイ・エス	被所有 直接100.0%	損害保険代理 店の委託	代理店手数料の 支払 (注1)、(注4)	33	未払手数料	3
			保険契約の 引受	元受保険料の受 取(注2)	25	—	—
			ソフトウェア の開発委託	ソフトウェアの 開発委託の支払 (注3)、(注4)	149	未払金	8

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 代理店手数料は他社との競合等を勘案して、合理的に設定した手数料率によっております。

(注2) 保険契約は普通保険約款に従い、引き受けております。

(注3) 開発委託金額に関しては、双方協議のうえ合理的に決定しております。

(注4) 金額には消費税等が含まれております。

11. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

## (3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	年度	2020年度	2021年度
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
税引前当期純利益 (△は損失)		173	△533
減価償却費		50	51
減損損失		-	-
支払備金の増減額 (△は減少)		△255	1
責任準備金の増減額 (△は減少)		△1,104	21
利息及び配当金収入		0	0
為替差損益 (△は益)		△1	△2
固定資産処分損		1	2
その他の資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額 (△は増加)		89	41
その他の負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額 (△は減少)		△236	15
小計		△1,283	△402
利息及び配当金の受取額		0	0
法人税等の支払額		△321	125
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		<b>△1,604</b>	<b>△276</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
有価証券の取得による支出		△200	△100
有価証券の売却・償還による収入		205	-
貸付による支出		△150	-
貸付金の回収による収入		150	-
資産運用活動計		5	△100
(営業活動及び資産運用活動計)		(△1,599)	(△376)
有形固定資産の取得による支出		△82	△1
有形固定資産の売却による収入		-	1,075
その他		△22	△181
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		<b>△99</b>	<b>792</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
配当金の支払額		△22	-
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		<b>△22</b>	<b>-</b>
<b>現金及び現金同等物に係る換算差額</b>		<b>0</b>	<b>1</b>
<b>現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)</b>		<b>△1,726</b>	<b>517</b>
<b>現金及び現金同等物の期首残高</b>		<b>3,154</b>	<b>1,428</b>
<b>現金及び現金同等物期末残高</b>		<b>1,428</b>	<b>1,946</b>

〔キャッシュ・フローの注記〕

- 重要な非資金取引の内容  
非資金取引について記載すべき重要なものはありません。
- 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。
- 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

#### (4) 株主資本等変動計算書

2020 年度

(単位：百万円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,612	19	812	831	2,443	2,443
当期変動額						
剰余金の配当		4	△27	△22	△22	△22
当期純利益			122	122	122	122
当期変動額合計		4	95	100	100	100
当期末残高	1,612	23	907	931	2,543	2,543

2021 年度

(単位：百万円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,612	23	907	931	2,543	2,543
当期変動額						
当期純損失			△1,015	△1,015	△1,015	△1,015
当期変動額合計			△1,015	△1,015	△1,015	△1,015
当期末残高	1,612	23	△107	△83	1,528	1,528

〔株主資本等変動計算書の注記〕

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	32,240	-	-	32,240

2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

## 2. 保険業法に基づく債権

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

該当ありません。

(2) 危険債権

該当ありません。

(3) 三月以上延滞債権

該当ありません。

(4) 貸付条件緩和債権

該当ありません。

(5) 正常債権

該当ありません。

### 3. 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

### 4. 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況 (単体ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円、%)

	2020 年度	2021 年度
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	3,779	2,387
資本金又は基金等	2,543	1,528
価格変動準備金	1	1
危険準備金	-	-
異常危険準備金	881	858
一般貸倒引当金	-	-
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益 (税効果控除前)	-	-
土地の含み損益	-	-
払戻積立金超過額	-	-
負債性資本調達手段等	-	-
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入 されない額	-	-
控除項目	-	-
その他	353	-
(B) 単体リスクの合計額	295	229
$\sqrt{(R_1 + R_2)^2 + (R_3 + R_4)^2} + R_5 + R_6$		
一般保険リスク (R <sub>1</sub> )	261	161
第三分野保険の保険リスク (R <sub>2</sub> )	-	-
予定利率リスク (R <sub>3</sub> )	-	-
資産運用リスク (R <sub>4</sub> )	96	33
経営管理リスク (R <sub>5</sub> )	7	7
巨大災害リスク (R <sub>6</sub> )	9	57
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率	2,557.8	2,076.3
$[(A) / \{(B) \times 1/2\}] \times 100$		

(注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第 86 条および第 87 条ならびに平成 8 年大蔵省告示第 50 号の規定に基づいて算出しております。

#### <単体ソルベンシー・マージン比率>

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」(表の「(B) 単体リスクの合計額」)に対して、「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(表の「(A) 単体ソルベンシー・マージン総額」)の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(表の(C))です。

・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。

①	保険引受上の危険 (一般保険引受リスク) (第三分野保険の保険リスク)	保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
②	予定利率上の危険 (予定利率リスク)	実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
③	資産運用上の危険 (資産運用リスク)	保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
④	経営管理上の危険 (経営管理リスク)	業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの
⑤	巨大災害に係る危険 (巨大災害リスク)	通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険

・「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額を除く。)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額であります。

・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、保険会社の経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

## 5. 時価情報

### (1) 有価証券

#### ① 売買目的有価証券

該当ありません。

#### ② 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区分	年度	2020年度末			2021年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
公社債		100	100	0	200	200	0
外国証券		-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-
合計		100	100	0	200	200	0

#### ③ 子会社株式および関連会社株式

子会社等の株式(貸借対照表計上額 50 百万円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものです。

#### ④ その他有価証券

該当ありません。

### (2) 金銭の信託

該当ありません。

### (3) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）

#### ①ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

- a.通貨関連 該当ありません。
- b.その他 該当ありません。

#### ②ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

- a.通貨関連 該当ありません。
- b.株式関連 該当ありません。
- c.その他 該当ありません。

### (4) 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当ありません。

### (5) 先物外国為替取引

該当ありません。

### (6) 有価証券関連デリバティブ取引（(7)に掲げるものを除く。）

該当ありません。

### (7) 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引（国債証券等および金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る。）

該当ありません。

### (8) 暗号資産

該当ありません。

## 6. その他

- ・ 保険業法第111条第1項の規定により、公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等については、会社法によるEY新日本有限責任監査法人の監査を受けています。
- ・ 「当社およびその子会社等の概況」、「当社およびその子会社等の主要な業務」、「当社およびその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況」については、該当事項はありません。

# **///● エイチ・エス損害保険株式会社**

〒104-0053 東京都中央区晴海 4-7-4 CROSS DOCK HARUMI 5F-A

<https://www.hs-sonpo.co.jp/>